

ハンセン病療養所のユネスコ「世界文化遺産」及び「世界の記憶」
（世界記憶遺産）登録に向けたロードマップ（2022年6月～2025年3月）

2022（令和4）年度 進捗管理・学術調査 報告書

概要版

令和5（2023）年6月
特定非営利活動法人
ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会



例 言

- 一、本書は、特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会（以下、本法人）が2019年3月に策定し、2022年5月に改定した「ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）登録に向けたロードマップ（2022年6月～2025年3月）」（解説書を含む。以下「ロードマップ」という。）の2022年度における進捗管理・学術調査の状況を報告するものである。
- 一、本書は、2022年度に実施したロードマップ進捗管理・学術調査を記載した1と、2及び3のロードマップで構成される。2021年度版本書の1に記載した内容は、必要に応じて本書の2及び3に転記した。1に記載された内容が翌年度以降、2及び3に転記されることで2及び3のロードマップにそれまでの進捗管理・学術調査の内容が蓄積される構成である。ただし、経緯の説明が必要な場合には、前年度の1の内容を引き続き該年度本書の1に記載する。
- 一、本書は、ロードマップ解説書目次にて示した記載事項を可能な範囲で踏襲しつつ新たな記載事項（論点）を追記等することで、2019年3月に策定した当初のロードマップとの連続性を確保する。
- 一、ロードマップの進捗管理及び学術調査は、本法人ロードマップ委員会（委員長 長島愛生園歴史館主任学芸員田村朋久）、ワーキング・グループ（WG）及び事務局にて実施した。
- 一、ロードマップ及び本書（報告の基礎となった調査等資料を含む。）の著作権は本法人に帰属するため、無断転載を禁ずる。

委員長あいさつ

2022（令和4）年度に実施したユネスコ世界遺産登録に向けた進捗管理及び学術調査の報告書を発刊するにあたり、登録に向けたロードマップ委員会を代表して、平素ご支援いただいております皆様に深謝申し上げます。

2019（平成31）年3月に「長島」を資産と想定して策定した世界遺産登録に向けたロードマップは、2021（令和3）年度末に当初の3年間の進捗管理期間が経過しました。2022（令和4）年5月の本委員会は、これを2021（令和3）年度に策定した「長島愛生園保存活用ビジョン」の進捗管理も兼ねた、2024（令和6）年度末までのロードマップ（本書28ページ）に改正しました。

改正後のロードマップに基づき、2022（令和4）年度も新型コロナウイルスの感染拡大の防止策を講じながら、その進捗管理と学術調査を実施しました。具体的には長島愛生園の「収容棧橋」実施設計策定事業（本書48ページ）と、国指定史跡を目指した長島愛生園悉皆調査事業（本書73ページ）です。ご支援をいただきましたロードマップ委員会委員の皆様、長島両園関係者の皆様、株式会社デザイン・フォー・ヘリテージ様にはこの場をお借りして御礼申し上げます。

また、「長島のハンセン病療養所群」（仮）との比較研究成果の一つとして、マレーシアの世界文化遺産、国内暫定リストに記載されている「スングイブロー療養所」のOUVの和訳（仮訳）を、本書63ページに掲載しました。スングイブロー療養所は、長島愛生園と同年の1930年に開設された療養所です。OUVの記述に該当する、現在の現地写真も掲載しました。本件のポテンシャルなOUV（本書33ページ）との比較の一助となれば幸いです。

さらに、本委員会と長島愛生園関係者等で構成する「歴史的建造物保存検討ワーキング・グループ」が、厚労省「歴史的建造物保存等検討会」に提出した保存対象リストの中から、「十坪住宅（梅ヶ香、第四千代田）」、「新良田治療分室」、「新良田教室特別教室」の緊急保全措置の実施が決まりました。本年度中には、これらの建造物の周囲を囲う施設が設置される予定です。邑久光明園においても昨年度には同ワーキング・グループが設置され、本法人事務局長が、2020（令和2）年度に実施した「旧少年少女舎」調査に基づき、その価値の在り処を説明いたしました。徐々にではありますが、長島内の建造物等の保存と活用に向けた取り組みが前進していることを実感しております。

最後に、宿泊研修が可能な長島愛生園社会交流会館は公募により愛称を「むつみ交流館」と決定し、本年4月4日に開館いたしました。本書12ページに当館担当者が施設の概要を寄稿させていただきます。皆様によるご利用を心よりお待ち申し上げます。

2023（令和5）年6月

特定非営利活動法人
ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会

登録に向けたロードマップ委員長
（長島愛生園歴史館主任学芸員）

田村 朋久



1. 2022（令和4）年度 ロードマップ進捗管理・学術調査実施報告

1-1. 実施体制

本法人ロードマップ（RM）委員会の下に3つのワーキング・グループ（WG）を設け、適宜オブザーバーの助言を得ながら効率性と専門性を確保し、進捗管理及び学術調査を実施した。ロードマップ委員会委員及び3つのWG構成員は以下のとおりである。具体的な進捗管理及び学術調査は、本法人事務局長が全体を調整しながら実施した。

2020年度第1回から2021年度第2回までのRM委員会は、国立療養所長島愛生園歴史的建造物保存検討WGと合同で開催した。当該合同会議は、以下1-1-1.及び1-1-5.の構成員で構成された。

1-1-1. ロードマップ委員会 委員

役職	所属	氏名
委員長	長島愛生園歴史館 主任学芸員	田村 朋久
委員	邑久光明園社会交流会館 学芸員	太田 由加利
委員	瀬戸内市文化観光部文化観光課 主幹	大谷 博志
委員	長島を考える建築家グループ事務局 (株) ココロエー級建築士事務所 代表取締役	片岡 八重子
委員	岡山県ハンセン病問題対策協議会 委員 元岡山県ハンセン病問題関連史料調査 委員会 委員 弁護士	則武 透
委員	長島愛生園歴史館 学芸員	木下 浩
事務局支援	株式会社デザイン・フォー・ヘリテージ 代表取締役	西村 祐人
事務局	NPO理事兼事務局長	釜井 大資

1-1-2. 世界文化遺産 建築・資料調査WG 構成員（略）

1-1-3. 世界文化遺産 建造物保全・史跡等調査WG 構成員（略）

1-1-4. 世界の記憶 保全・アクセス管理調査 WG 構成員（略）

1-1-5. 国立療養所長島愛生園歴史的建造物保存検討WG 構成員（1-1-1を除く）（当時）

NPO役職	所属	氏名
理事	座長 国立療養所長島愛生園 園長	山本 典良
理事	長島愛生園入所者自治会 会長	中尾 伸治
監事	国立療養所長島愛生園 事務部長	安野 豊
-	国立療養所長島愛生園 会計課長	近藤 享繁
-	厚生労働省健康局難病対策課 課長補佐	斉藤 基樹
-	厚生労働省歴史的建造物保存等検討会構成員 弁護士	鮎京 眞知子
理事	瀬戸内市長	武久 顕也
理事	瀬戸内市市民生活部 部長	坪井 智美
理事長	RSK山陽放送株式会社 取締役会長	原 憲一
理事	裳掛地区コミュニティ協議会 会長	服部 靖

1-2. 実施経過

名称	実施日	会場
RM委員会	5月19日、11月2日、2月15日	長島愛生園
建築・資料調査WG	4月21日、9月26日、12月7日（監房跡） 10月19日～21日（収容棧橋） 11月9日・10日（内白間）	長島愛生園
事務局	6月1日・17日、7月15日（関係機関協議）	岡山県港湾課等
事務局	2022年9月～2023年3月（悉皆調査）	長島愛生園

1-3. 実施報告

1-3-1. ユネスコ世界文化遺産

a. 暫定一覧表追加記載の見通し（略）

b. ポテンシャルな顕著な普遍的価値（OUV）の言明（案）の磨き上げ

2021年度以降は磨き上げを実施していないため、2020年度版（本書33ページ）が本件における最新の言明（案）である。

c. 比較分析のための基礎資料の作成

- （1）スングイブローハンセン病療養所（マレーシア）（本書63ページ）
- （2）スピナロンガの要塞（ギリシャ）（2021年度版本書37ページ）

d. 資産の法的保護（国指定史跡）

本件「長島のハンセン病療養所群」（仮）の世界文化遺産を目指す上での法的保護の具体的な枠組みとしては、文化財保護法による国指定史跡（第109条）を中心とするのが最適である。

2021年度、本法人RM委員会は「長島愛生園保存活用ビジョン-2030年 開園100年を目指して-」を策定し、現時点では明言できないが長島愛生園の「入所者が収容されてから亡くなり、この地に骨をうずめるまでに係わった収容棧橋等の構造物、治療・生活のための施設、管理施設とこれらの建設に伴い造成された地形、入所者によって作られた諸施設、宗教施設、インフラ、生産施設」に本質的価値が宿る可能性を指摘した。そして、これらを漏れなく国指定史跡に組み入れるための具体的な範囲として、以下の3案を示した。

3案はいずれも広範なエリアを想定するため、2022年度から開始したf.悉皆調査は、当面、最も狭い（案3）のエリアを対象とすることとした。

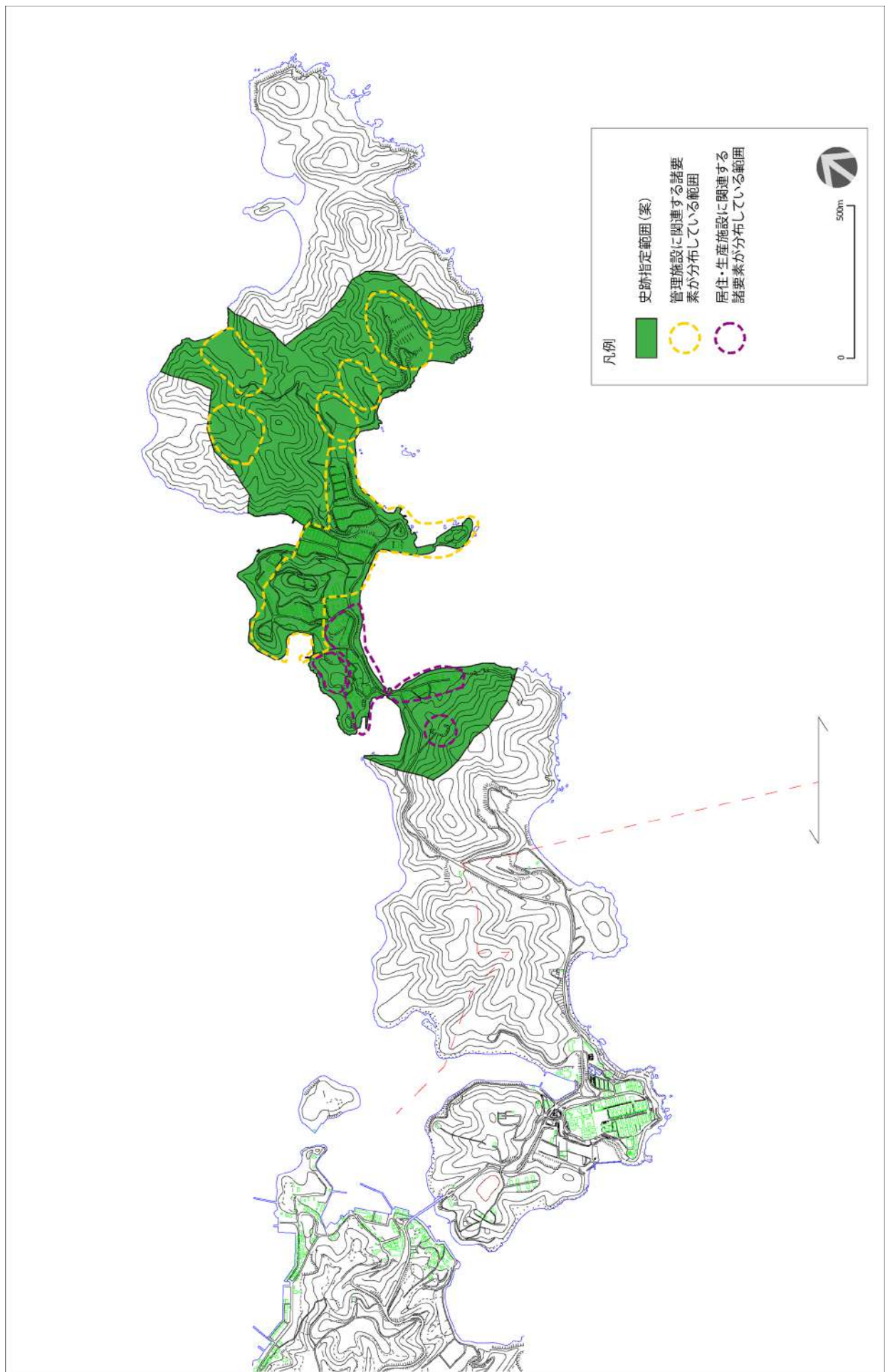
- （案1）長島愛生園全域（旧伊良々を含む邑久光明園との境界まで。）
- （案2）長島愛生園の西側一部（旧伊良々）を除く範囲
- （案3）長島愛生園の西側一部（旧伊良々）と東側山稜部（相愛-東新良田以東）を除いた範囲（本書23ページ）

e. 国立療養所長島愛生園「保存活用ビジョン-2030年 開園100年を目指して-」進捗管理

当該ビジョンの短・中・長期スケジュール（本書24ページ）に基づき、以下f.からi.を実施した。

f. 国立療養所長島愛生園 悉皆調査の実施

本書73ページ記載のとおり調査を実施し、報告書を取りまとめた。



国立療養所長島愛生園 2021年度 国指定史跡範囲イメージ(3案中、範囲最小)(案)
 (案3) 長島愛生園の西側一部(旧伊良々)と東側山稜部(相愛-東新良田以东)を除いた範囲

項目／年度	2021(R3) 短期	2022(R4) 短期	2023(R5) 短期	2024(R6) 中期	R7・8 中期	R9～11 中期	2030(R12)～ 長期
保存活用ビジョン	策定	改定	改定	改定	改定	改定	改定
(エコミュージアム) 人権学習の場・長島愛生園	新型コロナウイルス 感染拡大		アフターコロナ時代における磨き上げ				
SDGs達成への寄与	備前県民局 事業	備前県民局 事業	他チャンネルを開拓し、2030年のSDGs達成目標時期を見据える				
WMW登録推進		推薦書作成	推薦	審査・決定	発信・資金調達 整備	資金調達 整備	
(継承へのパイロット事業) 収容・残橋・監房跡	調査完了 予算要求	予算要求 事業化枠組検討 設計	予算要求 資金調達 設計・整備	予算要求 資金調達 設計・整備	整備完了	保存活用	
長島愛生園史の編さん (国指定史跡委員会と合流)		準備室 悉皆調査	編さん室 悉皆調査	編さん室 史跡委員会	編さん室 史跡委員会	編さん室 史跡意見具申	国史発刊 史跡指定
NP0ロードマップ委員会 愛生園歴史的建造物保存WG	調査 予算要求	調査 予算要求	調査 予算要求	調査 史跡委と連携 予算要求	調査 史跡委と連携 予算要求	調査 史跡委と連携 予算要求	調査 予算要求
WM暫定一覧表追加への対応		作成	作成 提出	作成 提出	作成・提出	暫定一覧表記載 推薦書案作成	推薦書案作成
WM緩衝地帯・ 史跡外陸地の保護				検討 調整	検討・調整	検討・調整	保護完了
世界の記憶登録推進	プログラム 再開	申請書作成	国内申請	2024-2025国際登録サイクル(以後、2年毎に繰り返す)			

国立療養所長島愛生園保存活用ビジョン-2030年 開園100年を目指して- (p.114)

短・中・長期スケジュール

g. 長島愛生園「収容棧橋」に至る護岸擁壁実施設計の策定、内白間エリアの測量及び「監房跡」水位観測・分析

2020年度の調査及び協議（2020年度版本書47ページ）を更に進め、2021年度中に当該2物件に関する具体的な保存活用（案）整備に向けた予算額（概算）を含む基本計画・基本設計を、本書5-12.（38ページ）のとおり作成した。

2022年度には、「収容棧橋」に至る護岸擁壁の実施設計を策定した。また、「収容棧橋」及び「監房跡」を含む内白間エリアのより広範な測量を実施し、今後、エリアとしての保存活用案を協議する上で必要なデータを収集した。

2020年度から2022年度に実施した以下4物件に係る調査・設計費用と、本書作成段階で今後想定される関連費用（概算）は以下のとおりである。

2021年12月に「監房跡」内の2つの房に設置した水位計のデータを2022年9月に回収し、分析を行った。（以上、本書5-13.48ページ）

（金額単位：万円、税込）

	①文献調査 ②測量 ③協議	④基本設計	⑤実施設計	①～⑤ 合計	整備費概算 (a)とc)は基本設計の中間値)
a)収容棧橋	R2年度60	R3年度170	R4年度未実施	230	9,200 別途工事監理450
b)収容棧橋 護岸擁壁（20m）			R4年度400	400	2,096 別途工事監理（未積算）
c)監房跡	R2年度60	R3年度170	時期未定380	610	13,600 別途工事監理360
少年少女舎	R2年度180	文献資料・入所者証言の追加調査が必要			
二つの棧橋	文献資料・入所者証言の追加調査が必要				

①文献調査：史資料、設計図面、改修図面、仕様書、内訳書、予算書、古写真、入所者聞き書き、入所者証言映像などを利用した調査。

②測量：実測、三次元測量、写真測量など。単独では現状記録の保存として意義があるが、結果を①と比較することで、新築・竣工時からの変遷を把握することが可能となり、③以降をより効果的に実施することができる。

③協議：継承すべき価値の本質を探るべく、①及び②の結果について入所者を行う協議。

④基本設計：検討ベース図や所見を作成し、継承すべき価値を整理した上で概算工事費が算出できる程度の設計説明書、仕様書、基本設計図、数量調書を作成すること。

⑤実施設計：関係機関との協議の結果確定した設計と条件に基づき、保存修復と整備活用の工事発注図書（特記仕様書、実施設計図面、工種一覧表、数量調書、設計書）を作成すること。

h. 「愛生」誌「場所の記憶」検索リストの作成

2021年度に作成したリストを上書きし、その充実を図った。

i. その他の検索リストの作成

長島愛生園という施設の変遷をまとめることは、国指定史跡の意見具申に向けた調査報告書（案）や、世界文化遺産推薦書（案）に不可欠な作業である。

2021年度、長島愛生園歴史館及び本法人事務局は長島愛生園「保存活用ビジョン-2030年 開園100年を目指して-」策定にあたり、多くの文献資料の記載内容を以下のとおり検索リスト（MS-Excel）として取りまとめたため、2022年度もこれらを上書きし、その充実を図った。

- ▶ 長島愛生園歴史館収蔵写真データベース
- ▶ 長島愛生園建物一覧表
- ▶ 長島愛生園関係人口一覧表
- ▶ 長島愛生園年表

1-3-2. ユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）

a. ユネスコにおける「包括的な見直し」を経た「世界の記憶」プログラムと本件の進捗状況

2021年4月、ユネスコにて2015年以来行われていた「包括的な見直し」がユネスコ執行委員会にて承認され、登録基準や登録申請様式、及び登録審査手続きを規定した一般指針（改訂版）が確定した。新規申請に対する締約国の異議申し立てが制度化された点が手続上最大の変更点であるが、登録基準等主要な箇所は2017年12月に既に承認されていた一般指針（改訂版）がそのまま承認された。

ユネスコによる「世界の記憶」プログラム再開のアナウンスを受けて、文部科学省は2021（令和3）年8月、10月15日を締め切りとする2022-2023登録サイクル（国際登録）国内申請の募集を発表した。同年11月、文部科学省は、申請のあった11件から以下の2件（史料）を推薦することを発表した。

- 浄土宗大本山増上寺三大蔵（申請者：浄土宗、大本山増上寺）
- 智証大師円珍関係文書典籍-日本・中国のパスポート-（申請者：園城寺、東京国立博物館）

国際登録同様に登録サイクルが凍結されていた地域登録についても、文部科学省は2022登録サイクルへの国内申請募集を2022（令和4）年2月に開始し、4月に締め切ったが、申請件数は0件であった。

2022-2023登録サイクル（国際登録）を審査する第216回ユネスコ執行委員会が2023年5月10日から24日までフランス・パリで開催され、日本が推薦していた「智証大師円珍関係文書典籍-日本・中国のパスポート-」が世界の記憶に登録されることが決定した。日本の歴史的記録物が世界の記憶に登録されるのは、プログラムの「包括的な見直し」前の2017（平成29）年10月に「上野三碑」及び「朝鮮通信使に関する記録」が登録されて以来である。

今回、「包括的な見直し」後の2022-2023登録サイクル（国際登録）が一巡し、次回2024-2025登録サイクル（国際登録）以降も今回のそれを踏襲すると推定した場合のスケジュールは以下のとおりである。

本件の進捗に関しては、慢性的な人員不足により申請書の作成が進んでいないのが実情である。また、ハンセン病療養所内の文書については、ここ数年来、その保存の在り方に関して全国的な議論がなされており、歴史的記録物を登録の対象とする本件「世界の記憶」もその行方を注視する必要がある。

よって、現段階では本件が今後どの国際登録プロセスを目指すかは明言できないが、登録対象物件となる歴史的記録物の選定とナラティブを磨き上げ、関係者による合意を形成し、保存管理とアクセス管理に関する計画を策定すべく努める。

「世界の記憶」国際登録サイクル（推定）

国際登録プロセス	本件申請書作成	国内申請締切	国内推薦決定	ユネスコによる登録決定
2022-2023		2021（R3）.10	2021（R3）.11	2023（R5）.5
2024-2025	2022（R4）年度中	2023（R5）.10	2023（R5）.11	2025（R7）.5
2026-2027	2024（R6）年度中	2025（R7）.10	2025（R7）.11	2027（R9）.5

b. 登録対象物件の選定（略）

2. ロードマップの基本コンセプト及びロードマップ

2-1. 説明

2-1-1. ユネスコ世界文化遺産

文化的意義が国境を超えるほど顕著であり、今日及び次世代のすべての人類に共通に重要である「顕著な普遍的価値」を有する記念建造物や遺跡を保護する制度である。土地や建物という不動産の資産が対象である。1972年の第17回ユネスコ総会にて採択された世界遺産条約にもとづく制度で、遺産保有国を中心に国際的な協力と援助の下で登録資産の保護・保全が行われている。日本では1992年に世界遺産条約が発効し、20件が文化遺産として登録されている。（2023年5月末現在）

2-1-2. ユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）

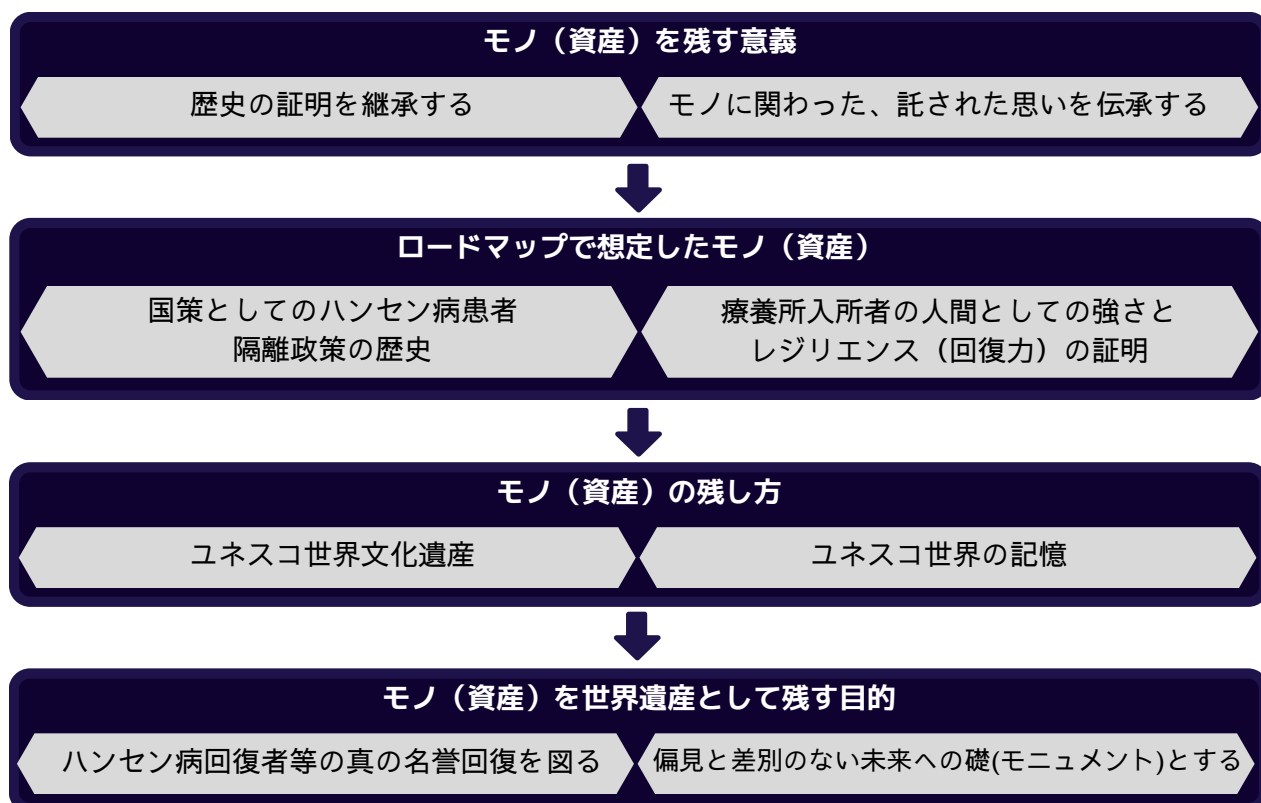
世界的重要性を有する歴史的記録物を保護する事業である。文書や音声、画像という動産の資産が対象である。1992年に創設されたユネスコ主催事業で、資産の保全とその重要性について世界的な認識を高めることや資産への普遍的なアクセス確保の支援を目的とする。国際、地域、国内それぞれの登録カテゴリーがあり、日本では国際登録に8件、地域登録に1件がそれぞれ登録されている。（2023年5末日現在）日本は国内カテゴリーを持たない。

※2017年10月に国際登録された「朝鮮通信使に関する記録」には岡山県瀬戸内市牛窓町の本蓮寺が所有する「朝鮮通信使詩書」9点が含まれている。

2-2. ロードマップを作成する上で想定した資産

- a. 世界文化遺産： 岡山県瀬戸内市邑久町虫明長島内に設置されている国立療養所長島愛生園及び国立療養所邑久光明園内に存在する建造物群等を対象とした。
- b. 世界の記憶： 国立療養所長島愛生園、国立療養所邑久光明園、岡山県内の公的機関、及び国立療養所長島愛生園、国立療養所邑久光明園それぞれの入所者自治会、資料館並びに岡山県内の民間団体にて保管されている資料等歴史的記録物を対象とした。

2-3. 基本コンセプト



2022年度～2024年度 ユネスコ世界文化遺産 UNESCO World Cultural Heritage ロードマップ

作業内容・体制	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
I 国内暫定一覧表記載に向けた提案			
I-1 「ポテンシャルOUVの言明」作成※1			
I-2 国内外類似資産比較研究※2			
I-3 提案提出※3			
II 保存・管理			
II-1 国指定史跡に向けた調査※4			
II-2 長島愛生園「収容棧橋」「監房跡」 保存整備※5	実施設計・予算化・整備着手 		
II-3 構成要素候補の（緊急）保全措置			
III その他（緩衝地帯の範囲と保護の調査、 ステークホルダーとの意見交換等）			
IV-1 NPOロードマップ委員会※6	各年度内3回開催 		
IV-2 国指定史跡に向けた学術委員会※7		準備 	開催

※1 OUVとは顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value）の略で、国の違いを越えて現代・将来の人類にとって重要な遺産であることを示す価値である。同言明は、a)総合的所見 b)評価基準の証明 c)完全性の証明 d)真実性の証明 e)保存管理の要件 で構成される。

※2 類似する、a)世界遺産登録済資産 b)各国の暫定一覧表への登録済資産 b)その他の資産 との geoculturalなコンテキストでの比較が求められる。

※3 文化庁への国内暫定一覧表への記載の提案は、所在する都道府県及び市町村が連名で行う。

※4 療養所という場所とコミュニティの変遷を文書化し、国指定史跡への意見具申の際に必要な学術調査報告書の素案を作成する。意見具申は、史跡が所在する地方公共団体が行う。

※5 2021年度までに完了した基本計画・基本設計に基づき、実施設計費用を含む整備事業費の予算化に向けた枠組みを検討することを前提とする。

※6 必要に応じて、ロードマップ委員会傘下のワーキング・グループ及び療養所が設置する歴史的建造物保存検討ワーキング・グループと連携する。

※7 ※4で作成した学術調査報告書の素案を協議する専門家等による合議体である。本件の場合、世界遺産専門家を含めた委員会とするのが望ましい。

2022年度～2024年度 ユネスコ世界の記憶 UNESCO Memory of the World ロードマップ

作業内容・体制	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
I 国際登録			
I-1 対象となる歴史的記録物の選定※1	2024-2025 ←→	2026-2027 ←→	
I-2 (新一般指針) 申請書の作成	2024-2025 ←→		2026-2027 ←→
(参考) 2022-2023登録プロセス		審査・決定 ←→	
I-3 2024-2025登録プロセス※2		国内申請 推薦 ←→	
II 保存・管理			
II-1 保存管理計画の策定※3	←→	←→	
II-2 アクセス管理計画の策定※3	←→	←→	
II-3 保存環境整備・保存処理 (保存管理計画の執行)	←→	←→	←→
III その他 (ステークホルダーとの意見交換等)	←→	←→	←→
IV-1 NPOロードマップ委員会※4	←→	各年度内3回開催	←→
IV-2 登録に向けた学術委員会※5		準備 ←→	開催 ←→

※1 2021年2月に長島愛生園、邑久光明園それぞれの入所者自治会に意向調査を実施したところ、以下のとおり回答があった。

(長島愛生園入所者自治会)

- ・ 私たちに関する歴史的記録物をユネスコ世界の記憶に登録すべく調査が進められることを歓迎する。
- ・ 一方、「ユネスコ世界の記憶」プログラムが登録資料の公開に重点を置いていることは承知しているが、以下の点が登録プロセス自体にどのような影響をもたらすのか調査いただきたい。

- ①個人情報やプライバシーには十分注意すること。
- ②①に加え、今なお残るハンセン病に対する偏見と差別という事情に十分配慮すること。
- ③何をもって公開したとみなされ、そのことが世界の記憶登録申請にどの程度影響するのかを調査すること。

(邑久光明園入所者自治会)

自治会が所有する「長島は語る」掲載一次資料の登録を、それら資料の非公開を条件として希望する。

※2 2022-2023登録プロセスを参考として設定したため、確定スケジュールではない。

※3 これら計画の策定は申請の条件ではないが、推奨されている。

※4 必要に応じて、ロードマップ委員会傘下のワーキング・グループ及び療養所が設置する歴史的建造物保存検討ワーキング・グループと連携する。

※5 2026-2027登録プロセスを目指すにあたり、必要と認められた場合に設置する。

3. 解説：世界遺産（World Heritage）推薦に向けて

3-1. 世界遺産を取り巻く国内の現状と今後の見通し

3-1-1. 世界遺産登録までの流れ（一部）

2021年7月16日から31日にかけて中国・福州市でオンラインを併設して開催されたUNESCO第44回（拡張）世界遺産委員会にて、日本が推薦していた「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（自然遺産）及び「北海道・北東北の縄文遺跡群」（文化遺産）が世界遺産一覧表に記載された。また、そこで審査される見込みだったハンセン病療養所（コロニー）を歴史の一部として有する「スピナロンガの要塞」（ギリシャ）は、ギリシャ政府により推薦が取り下げられていた。これは、事前に提出された評価書（2021年度版本書37ページ）においてICOMOS[1]が世界遺産リストに登録しないこと（不記載）を勧告していたためと思われる。

2022年の第45回世界遺産委員会はロシア・カザンで開催される予定だったが、ロシアによるウクライナ侵攻を受けて延期されていた。2023年1月、同委員会臨時会議は同年9月にサウジアラビアでこれを開催し、2022年と2023年の案件をまとめて審査することを決定した。

日本が2022（令和4）年2月に推薦した「佐渡島の金山」は、2024年に審査される見込みである。

3-1-2. 日本における暫定一覧表記載文化遺産の現状（一部）

2023年5月末現在、我が国の世界遺産暫定一覧表（以下、暫定一覧表）記載の遺産は5件であり、いずれも文化遺産である。

3-1-3. 世界遺産推薦を準備する上での課題

a. 世界遺産新規推薦案件の審査件数の抑制傾向と我が国の傾向（一部）

世界遺産一覧表に記載されている資産の数は2023年5月現在で1,157件（文化遺産900件、自然遺産218件、複合遺産39件）を数える。世界遺産委員会では世界遺産一覧表の記載総数に制限はないとする一方で、各国からの推薦については2019年1月に提出分（2020年審査分）から1件のみとなった。

3-1-4. 暫定一覧表追加記載の見通し（一部）

2021（令和3）年3月31日、文化審議会世界文化遺産部会により「我が国の世界文化遺産の今後の在り方について」の第一次答申がなされ、暫定一覧表追加記載に関する手順や基準が最終答申によって示される見込みとなった。よって、本件も当該ロードマップに従い手順を踏んで準備し、関係機関からの情報収取に努め、近い将来の暫定一覧表追加記載の機会を逸しないようにする。

3-2. ポテンシャルな「顕著な普遍的価値（OUV）」の証明に向けた学術調査の方向性

3-2-1. ポテンシャルなOUV設定のための検討

a. OUVとは

世界遺産一覧表へ記載されるためには、その自然遺産および文化遺産が「顕著な普遍的価値」（Outstanding Universal Value, OUV）を有していることが条件である。

「顕著な普遍的価値」とは、（その遺産の）「文化的および／または自然的意義が国境を超えるほど顕著であり、今日および次世代のすべての人類にとって共通に重要であることをいう。したがって、その遺産の恒久的保護は国際社会全体にとって最高の重要性をもつ。

（世界遺産）委員会は、世界遺産一覧表記載のための評価基準を定義している」（「世界遺産条約履行のための作業指針」以下、作業指針）

[1]International Council of Monuments and Sites：国際記念物会議。遺跡や建造物の保存を目的として1965年に設立された国際NGO機関。世界遺産委員会の諮問機関として、世界遺産に推薦された文化遺産の専門的調査や評価をおこなう。

なお、OUVがあると認められるには、評価基準を満たしていることに加えて、完全性と真実性が十分にあり、保存管理体制が整っていることが必要である。（リソースマニュアル『世界遺産推薦準備のてびき』以下、リソースマニュアル）

b. OUVのポテンシャルの検討（略）

c. ポテンシャルなOUVの言明とは

「顕著な普遍的価値の言明」案とは、該資産が体现する顕著な普遍的価値だと考えられるものを1、2ページで簡明に述べるものである。作業指針の第155段落によると、「言明」は以下によって構成される。

- a) 総合的所見 Brief synthesis
- b) 評価基準の証明 Justification for Criteria
- c) 完全性の言明 Statement of Integrity
- d) 真実性の言明 Statement of Authenticity
- e) 保存管理の要件 Requirements for protection and management

d. 推薦書原案とは（略）

e. トランス・バウンダリーによるシリアル資産としての推薦の可能性（略）

3-2-2. 適用可能な評価基準の検討

世界遺産条約の作業指針には、10個の評価基準が設けられており、そのうち(i)～(vi)は文化遺産に関するもので、これらは世界遺産委員会の諮問機関であるICOMOSによって、その適用が妥当であるかどうか検討される。

各評価基準の内、本件に適用される可能性のある基準の定義は以下のとおりである。

(i)（適用可能性が低いため、略）

(ii)（適用可能性が低いため、略）

(iii) 現存しているか消滅しているにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証 として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

・評価基準(iii)の可能性

この基準のカギとなるのは「プロセス」である。「現存しているか消滅しているにかかわらず」、「ある文化的伝統や文明」といった無形の価値が、ある地理的文化圏において作られた「プロセス」が物証としての遺産に現れているかを評価するものである。その「文化的伝統」は現在も存在しているものだけでなく、今では衰退あるいは消滅しているがその存在を証明する痕跡があるなど、様々である。「文明」とは、「ある相当の期間存続」し、「系統だった特徴」と「統一された質」を保持しているもので相当な数の人々が関与しているものである。

長島は「国策による強制隔離の徹底（1931年）」から「らい予防法の廃止（1996年）」、「国賠訴訟における原告勝訴の判決（2001年）」にわたる、ハンセン病に対する国の政策、社会の風潮等、入所者のみならず回復してもなお、彼らを取り巻く偏見や差別、彼らの苦悩と苦痛の歴史によって形作られた「文化的伝統」が島という立地や空間構成に反映された場所であるため、この基準は適用可能である。

(iv)（適用可能性が低いため、略）

(v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。

・評価基準(v)の可能性

この基準のカギとなるのは「土地利用」であり、「独自の伝統的集落や、人類と環境の交流」を評価するもので、「その存続が危ぶまれている」集落や景観が該当する。また「陸上・海上の土地利用形態」を代表するものとして、農業景観や文化的景観が特徴である遺産もこの基準に該当する。

長島のハンセン病療養所群（仮）は、「絶対隔離」「終生隔離」を前提として、社会から切り離された孤島に作られた施設で、当初は療養所主導で作り上げられた入所者の「自活の場」であり、患者達が症状を悪化させながらも自らの手で土地を開墾し、生活の基盤を築かざるをえなかった歴史と文化がその土地利用の中に見て取れる。よって、この基準は適用可能である。

(vi) 顕著な普遍的意義を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。

・評価基準(vi)の可能性

日本では一般的に「人類史上、重要な出来事を伝える遺産のうち、今後こうしたことがあってはならないという、戒めの教訓としての意味を持つ遺産」（稲葉信子氏の投稿：出典：世界遺産年報2011、（社）日本ユネスコ協会連盟）を「負の遺産」という見方がある。この「負の遺産」という言葉は世界遺産条約の中にはその言葉自体も定義も存在しないが、事実、「人間の生命と尊厳、財産の大きな犠牲を背負った遺産」は存在する。この基準は、このような「あってはならない出来事の記憶を受け継ぐ遺産」を通して、世界中の人々にその背景にある重要な出来事を語り継ぐべく、出来事と関連する場所を世界遺産として登録するために世界遺産委員会が設けた基準である。

長島はハンセン病入所者及び回復者が経験してきた、顕著で普遍的な意義を有する出来事があった場であり、彼らの生きた証、「困難から回復する力（レジリエンス）」を象徴する物証（「恵の鐘」、農園跡、呂久長島大橋など）が存在する。「国策としての強制隔離」から始まった悲しい出来事、記憶であるが、困難を耐え抜き、克服する力にも焦点を当て二度と同じ過ちを繰り返さないための学びの場と捉えることでこの基準は適用可能である。

3-2-3. 顕著な普遍的価値の証明に必要な比較研究の方向性（略）

3-2-4. 資産候補の真実性と完全性について

a. 真実性とは

真実性とは、「本物であること」「真正であること」を意味する。推薦資産のOUVを構成する要素の一つであり、推薦書ではこれも証明しなくてはならない。

文化遺産の種類およびその文化的文脈によって異なるが、「形状・意匠」「材料・材質」「用途・機能」「伝統・技術・管理体制」「位置・セッティング」「言語・無形遺産的側面」「精神性・感性」「その他の内的・外的要因」という8つの「属性」を通して文化的価値が真正正銘表現されている場合に、その資産は真実性の条件を満たしていると理解される。（作業指針、第82段落）

b. 完全性とは

完全性とは真実性と同様にOUVを構成する要素の一つであり、遺産の価値を構成する必要な資産がすべて含まれているか（Wholeness: 全部そろっていること、一体となっていること）、価値を伝えるのに必要な要素がどれも失われたり、損傷を受けていたり、減衰することなく現在も残っているか（intactness）、そして資産が開発や、劣化、管理放棄といった脅威にさらされていないか（Absence of threats）といった3つの観点から評価される。

ポテンシャルなOUVを伝達するために必要な要素が外れていても、あるいは十分に伝達しない「余計な」要素が入っていても、その推薦資産の完全性は十分とはいえないのである。ポテンシャルなOUVを証明する要素が洩れなく含まれている必要がある。

c. 本件における真実性と完全性（略）

3-2-5. 資産の法的保護の可能性

ポテンシャルなOUVを有する資産において、確実にその保護を担保するために、作業指針の中で「適切な保護措置」と「保存管理体制」の構築が求められている。

a. 長島とその周辺における法的保護の現状（略）

b. 長島とその周辺における検討可能な文化財保護法による保護措置

我が国から文化遺産として推薦する場合、資産は文化財保護法による何らかの指定を受けて保護が図られていることが一般的となっている。よって本件の場合も、国内の他の世界遺産や暫定一覧表記載の遺産と同様に文化財保護法による指定を検討する必要がある。現段階では長島を文化財保護法が定める「史跡」指定により主に保護する方向性が最も合理的である。

c. 長島の周辺環境におけるバッファゾーン設定の方向性

バッファゾーンとは、資産の持続可能な保護、保全、そして管理を行うために必要な範囲を設定し、資産範囲の外側（資産近傍も含めて）における活動に対して制限を設けるものである。基本的には資産から眺望可能な範囲や、資産に対する展望点から眺望可能な範囲を設定し、関係法令の下に万全な保全措置を講ずるものである。

3-2-6. 上記の事項以外に活動主体が取り組むべき事項（略）

3-2-7. 世界遺産登録推進準備体制の構築の案（略）

3-3. ポテンシャルなOUVの言明（案）

3-3-1. 2020年度版（最新）

本法人ロードマップ委員会にて療養所機能を有する現在を基準として、（案）を作成した。

資産名称 長島のハンセン病療養所群

a. 総合的所見

（定義、資産の概要、時代、所在地）

長島のハンセン病療養所群は、日本が20世紀にハンセン病患者の隔離収容と治療を目的として設立した長島内の国立療養所長島愛生園と 邑久光明園の遺跡及び建造物群、並びに本州と長島をつなぐ邑久長島大橋で構成される。

長島は日本の西部、瀬戸内海に位置する。瀬戸内海は日本最大の内海で約700の島々を有する。長島は東西に細長い形状をした周囲16キロメートルの島であり、幅30メートルに満たない海峡を挟んだ本州とごく近い場所に浮かぶ。現在そこには邑久長島大橋が架かる。

長島愛生園は1930年に日本初の国立ハンセン病療養所として長島東部に開設された。邑久光明園は大阪に設置されていた前身の公立ハンセン病療養所が台風被害により壊滅し、1938年に長島西部を再興の地として開設された。

現在、長島の二つの療養所には、既にハンセン病は完治したものの、日本の隔離政策が長期にわたったため療養所を離れることが不可能となった入所者約200人が暮らしており、その多くが医療・介護のサービスを受けている。

(国際比較+評価基準 vi)

1873年にらい菌が発見され、ハンセン病が感染症であると判明すると世界各国はハンセン病療養所を開設し、患者の隔離収容を行った。日本はそれらの一部を例としながらも収容の際の有形力の行使や、患者やその家族への偏見を助長する形態による収容の実施、例外なき絶対的かつ退所を認めない終生の隔離による患者個人の尊厳の軽視を特徴とする隔離政策を法と施設を整備して展開した。

1940年代後半に治療薬プロミンが国際的に普及すると、世界各国は隔離の段階的な廃止や在宅治療、一般病院での治療の道を探り、療養所は廃止又は他施設に転用された。しかしながら日本は1996年まで国際的な非難を受け続けつつも独自の隔離政策を継続したため、療養所が存続した。2001年、裁判所は隔離政策を継続した立法と行政の不作为を憲法違反と判断した。

一方、療養所入所者は自身らによる自治を強化し、日本政府に処遇改善や施設整備の予算要求を行う権能を得るに至った。長島の二つの療養所入所者は隔離の必要が無い証として本州との架橋を求め続け、1988年に邑久長島大橋としてこれを実現させた。

隔離政策により社会や親族との関係を断たれ、多くの苦難を強いられた療養所入所者が示したレジリエンスは極めて遅しく、現存する世界各地のハンセン病療養所には認められない顕著で普遍的な価値を持つ。

(国内代表性)

長島の二つの療養所は、1943年のピーク時には20世紀における世界のハンセン病療養所史上第三の規模の入所者を隔離していた。長島愛生園単独では世界第四の規模で、同園は日本初の国立ハンセン病療養所であるのみならず規模においても国内最大であった。同時に長島愛生園には全国の国立療養所から様々な情報が集まり、各園に対して同園から指示がなされていたことから長島愛生園は日本のハンセン病隔離政策を名実ともに代表していた。

(評価基準 iii)

日本政府は長島の二つの療養所開設にあたりそれまで島内に居住していた地域住民の土地を収用し、長島のほぼ全域を国有地化した。1938年に現在の邑久光明園が開設されて以来、長島には療養所入所者及び職員以外の者が居を構えたことはなく、病者として収容された入所者自身による自治を基礎とする独自の文化的伝統が生成・発展した。

(評価基準 v)

本資産は、平地の少ない島を入所者自らが療養所の指示の下に最大限利用しながら独自の居住形態を創り上げたことを示す。患者収容に関する施設から教育施設、納骨堂まで人生の全てを療養所で過ごすことを強いた日本のハンセン病隔離政策の特徴を示す本資産の構成要素は、かつての有菌地帯と無菌地帯の別に整然と配置されている。

(結語)

本資産は、個人の尊厳を極度に抑圧した日本のハンセン病隔離政策と社会や親族との物理的・精神的な紐帯を断たれた療養所入所者が島という完全に閉じられた環境下で多くの苦難を甘受することなく自身らの自治に基づく文化とコミュニティを形成し、人間性の回復を求め続けたレジリエンスを示す物証であり、病を理由とする偏見と差別の不当性、個人の尊厳と人権尊重というすべての人類にとって共通の重要性を持つ遺産である。(1667字)

b. 評価基準適合性の証明 (略)

c. 完全性の言明 (略)

d. 真実性の証明 (略)

e. 保護と管理に必要な措置（本文略）

「長島のハンセン病療養所群」保護措置（案）

資産	緩衝地帯（ロードマップ上、長島周辺1キロメートルを範囲として仮設定）		
長島のハンセン病療養所群	長島 （国指定史跡の周辺）	海域	本州陸地
重点地区（瀬戸内市景観条例・景観法）			
国指定史跡 （文化財保護法） （及び文化財保護法以外の法令による保護）	第2種・第3種特別地域（自然公園法） 又は 特別条例（県・市）	＜現状＞普通地域（自然公園法） 又は 重要文化的景観（文化財保護法） 又は 特別条例（県・市） 及び 港湾海洋関連（法・条例）	第2種・第3種特別地域（自然公園法） 又は 重要文化的景観（文化財保護法） 又は 特別条例（県・市）

※重点地区指定（瀬戸内市景観条例・景観法）が重要文化的景観選定（文化財保護法）の前提となる。
 ※重点地区指定（瀬戸内市景観条例・景観法）は国指定史跡（文化財保護法）及び国立公園（自然公園法）とは別の制度である。重要地区内が国指定史跡又は国立公園に指定・編入された場合には、文化財保護法又は自然公園法の諸規定が適用される。

3-4. 保存管理活用計画（略）

3-5. 歴史的建造物（4物件）の保存修復・整備活用に向けた基礎的調査

2020（令和2）年度、「長島のハンセン病療養所群」を構成する要素として高い価値が想定される一方で倒壊・崩壊の危機に直面している以下4物件の現状を把握し、文化財としての保存と活用に向けた整備（案）の提案を目指した基礎的調査を実施した。

- ①国立療養所長島愛生園「収容桟橋」（1939年築）
- ②国立療養所長島愛生園「監房跡」（1930年築）
- ③国立療養所邑久光明園「二つの桟橋」（1938年築）
- ④国立療養所邑久光明園「旧少年少女舎」（1939年築）

①②については調査に必要な文献資料が十分に保存されていることを確認し、現状把握のための測量を実施した上で複数の保存活用（案）を提案し、本法人RM委員会と長島愛生園WGの合同会議にて協議した。（詳細は、本書2020年度版47ページ）

3-6. 長島愛生園「収容桟橋」「監房跡」保存修復・整備活用に向けた基礎的調査（2年目） （基本計画・基本設計）

2021（令和3）年度、①②については調査及び協議を更に進め、具体的な保存活用（案）に基づく整備予算額を算出し、本書38ページ記載のとおり基本計画・基本設計を策定した。

4. 解説：世界の記憶（Memory of the World）申請に向けて

4-1. ユネスコ「世界の記憶」プログラムの目的

ユネスコ「世界の記録」プログラムは、以下の3つを目的として実施されるユネスコ事業の一つである。

- 世界的に重要な記録物の保存を最もふさわしい技術を用いて促進すること。
- 重要な記録物になるべく多くの人がアクセスできるようにすること。
- 記録物の存在及び重要性への認識を高めること。

4-2. ユネスコによる「包括的な見直し」を経た国際登録の現状

2021（令和3）年8月10日、ユネスコ「世界の記憶」の日本の所轄庁である文部科学省はホームページで、2022-2023登録サイクル『国際登録に推薦する国内の候補案件について「世界の記憶」（国際登録）国内申請要項に基づき申請募集を開始』することを発表した。

同年11月10日、文部科学省は同日開催した関係省庁連絡会議にて、以下の2件を2022-2023登録サイクル（国際登録）に推薦することを発表した。今回の国内申請数は11件だった。

- ・浄土宗大本山増上寺三大蔵（申請者：浄土宗、大本山増上寺）
- ・智証大師円珍関係文書典籍-日本・中国のパスポート-」（申請者：園城寺、東京国立博物館）

4-3. ユネスコによる「包括的な見直し」を経た地域登録の現状（略）

4-4. 国際登録と地域登録の主な違い（略）

4-5. 具体的な申請手続き（略）

4-6. 「世界の記憶」選考基準に照らした方向性

「包括的な見直し」を経て承認された一般指針には、選考基準や申請プロセス、新設された加盟国による異議申し立て制度が記載されている。

一般指針にて示されている選考基準は、「包括的な見直し」前後でその位置付けや記載場所が変更された点も確認できるが概ね従来どおりであり、日本ユネスコ国内委員会提供の2017年6月21日付「ユネスコ「世界の記憶」国内公募における選考基準」に基づいた基準の理解は、改定後の一般指針のそれらの内容を理解する上で参考になると思われる。

4-7. 改訂版一般指針に基づく申請様式

2020年4月にユネスコによるプログラムの「包括的な見直し」が完了し、一般指針は2017年12月に承認されたものの大部分がそのまま最終的に改訂版として承認された。今後は、2021年に2022-2023登録サイクル（国際登録）の国内申請募集にあたり文部科学省が公表した一般指針等（仮訳を含む。）により申請書を記述する。

「世界の記憶」（国際登録）国内申請の募集開始について（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/unesco/006/1373633_00001.htm（最終閲覧日：2023年6月10日）

4-8. 「世界の記憶」登録推進準備体制の構築の案（略）

4-9. 「世界の記憶」プログラムの目的に沿った記録物管理・保存活用の実践（以下略）

5. 参考資料

- 5-1. 委員会細則（細則第8号）（略）
- 5-2. 登録に向けたロードマップ委員会ワーキング・グループ設置要綱（略）
- 5-3. 長島、国立療養所長島愛生園及び邑久光明園内の文化財保存管理活用計画 策定要項（略）
- 5-4. 国立療養所長島愛生園保存管理活用計画（案）（登録有形文化財5件）（略）
- 5-5. 歴史的建造物（4物件）の保存修復・整備活用に向けた基礎的調査 初年度報告（2020年度版本書47ページ）
- 5-6. 長島愛生園が所有する「長島は語る」掲載一次資料（行政文書）を登録申請資産と仮定した、ユネスコ「世界の記憶」一般指針（2017年12月承認）付属書3「申請様式」の記載（略）
- 5-7. ユネスコ世界文化遺産推薦フォーマット（リソースマニュアル 仮訳）（略）
- 5-8. 「世界遺産評価基準6を用いた連想価値についてのガイダンス及び能力向上」最終報告（仮訳）
- 5-9. 世界の記憶 改訂版一般指針（2017年12月承認）申請様式（付属書3）（仮訳）（略）
- 5-10. 世界の記憶 改訂版一般指針（2017年12月承認）付属書（仮訳）（略）
- 5-11. 「スピナロンガの要塞」（ギリシャ）に関するイコモス評価（2021年度版本書37ページ）
- 5-12. 長島愛生園「収容桟橋」「監房跡」保存修復・整備活用に向けた基礎的調査 2年目報告（基本計画・基本設計）（本書38ページ、2021年度版本書の一部を再掲）
- 5-13. 長島愛生園「収容桟橋」に至る護岸擁壁実施設計の策定、内白間エリアの測量及び「監房跡」水位観測・分析（本書48ページ）
- 5-14. 趙根在が写した長島愛生園監房内の独房に関する一考察-本法人による二つの房内撮影を手掛かりに-（略）

6. 別紙参考資料（以下以外、略）

- 6-13. スンゲイブローハンセン病療養所（マレーシア、暫定一覧表記載資産）（本書63ページ）
- 6-15. 国立療養所長島愛生園保存活用ビジョン-2030年 開園100年を目指して-
<https://www.hansen-wh.jp/report/>



7. 映像資料

- 7-1. 2020年度 歴史的建造物（4物件）の保存修復・整備活用に向けた基礎的調査
- 7-2. 2021年度 長島愛生園「監房跡」ボーリング・水抜き調査及び内部構造調査
- 7-3. 2022年度 長島愛生園悉皆調査の一環としてのドローン空撮（植生・植栽調査）

全ての映像は、本法人YouTubeにて公開中

<https://www.youtube.com/channel/UCHeBTc4Vx5lxc2BoUpk9Fig>



5-12. 長島愛生園「収容棧橋」「監房跡」保存修復・整備活用に向けた基礎的調査 2年目報告（基本計画・基本設計） 2021年度版本書の一部を再掲

I 概要

1 目的

（1）「収容棧橋」「監房跡」基本計画・基本設計

本法人「ハンセン病療養所のユネスコ世界遺産登録に向けたロードマップ（2019年～2021年度）」及びこれに関する「進捗管理・学術調査報告書」に基づき、既に2020年度において調査された内容（2020年度版本書47ページ）を踏まえ新たに調査を行った上で、2物件それぞれの価値の整理を行い、保存修復・整備活用のための基本計画、基本設計の作成を目的とする。

（2）「監房跡」水抜・内部構造調査

2020（令和2）年度に実施した調査により、土中に埋まる独房には空洞と雨水が滞留している可能性があることが判明した。そこで、2021年度には2箇所にコアリング及びボーリングを行い、観測井戸を設置し、独房内部にカメラを投入して現状の把握し、水位計により雨水を観測し滞留に到る経緯の調査を実施する。また、ボーリングにより採集された土質サンプルを分析し、法面の安定性を分析する。これらの調査により得られた結果は、（1）の計画・設計に反映させる。

2 調査対象

長島愛生園「収容棧橋」（1939年築）



長島愛生園「監房跡」（1930年築）



3 2021（令和3）年度調査動画（YouTube）

<https://www.youtube.com/channel/UCHeBTc4Vx5lxc2BoUpk9Fig>



II 収容棧橋

1 中間所見

(1) 特徴と建造物の健全性

築造から80年以上、海中の厳しい環境下にあった棧橋は、その大部が崩落し、廃墟としての姿を呈している。構造は、第1スパンが11尺(3.33m)、第2～第5スパンがそれぞれ12(3.63m)の全5スパンからなる桁橋構造である。4台の橋台と先端の階段は、人頭大の粒形を玉石を含む粗石コンクリート(無筋)により成型されており、セメント量を節約した工夫であると考えられる。なお成型にあたっては、各橋脚で地業レベルが異なるため、現場打ちで施工されたことが推定されるが、周囲に締切仮設の痕跡が認められないことから水中施工の可能性が想定され、コンクリートには水中不分離コンクリート(水中コンクリート)を用いたものとする。

係船時の潮位の変化に対応するための階段は、現在は当初図面に記載の形態をとどめてはおらず、構成部位と思われるコンクリート塊が海底に散乱している。橋台は、近隣から採取されたと考えられる花崗岩により築かれた間知石積み構造による。間詰めコンクリートの痕跡がみられるが、胴込・裏込にコンクリートを流し込んだ本格的な練石積とは異なる。橋台・橋脚ともに、足元には人頭大の捨石が投入され、洗堀対策が講じられている。桁は、築造当初は、木造の腕木形式の桁であったことが、史料(図面・古写真)より明らかになっているが、現在は、鉄筋コンクリート製のプレキャスト桁に置き換わっている。改築時期は現段階では特定できていない。今後の課題である。第1スパン以外の桁は全て崩落しているが、その他の桁は、塩類による鉄筋の爆裂によりコンクリートかぶり部分は、剥落し、内部の鉄筋がむき出しになっている状況が確認できた。橋台から1スパン目の桁もいつ崩落してもおかしくない状況である。

一方、沈下については簡易貫入試験により各橋台・橋脚周辺の表層地盤について調査を行ったが、一部表面で非常に軟弱な層が認められたが、周辺に目立った洗堀の跡は見られず、構造そのものに大きな沈下は確認されなかった。自重が比較的小さいことや、潮による浮力の影響もあり、現在のところ沈下を免れているが、周辺地盤の表層に軟弱部分が認められているため、今後も沈下が進まないとは言えない。

すでに廃墟となった棧橋ではあるが、かつてこの場所から島に収容されたことを今に伝える遺構として、かろうじてその祖形をとどめているが、今後放置をするとその姿も失われてしまうため、下記の価値に配慮した保存の対策が求められる。

(2) 増改築の形跡と価値

患者が島に初めに降り立つ場所として、また家族や本土の暮らしとの決別の場所として、象徴的な本遺構は、その供用中の改変履歴のみならず、収容棧橋として供用がなされなくなった後、今日に至るまでの時間経過、廃墟としての景観を含め保存継承する価値としてとらえることが重要であるとする。保存修復・整備活用にあたっては上記の価値に留意した方針の検討が求められる。

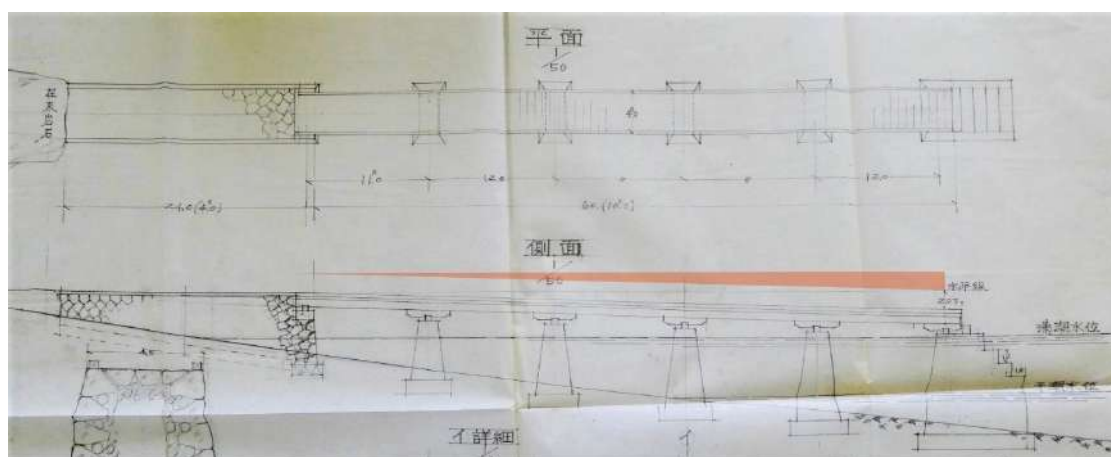
2 基本計画

(1) 事業工程表及び概算事業費（令和4年度以降の予算化は未定）

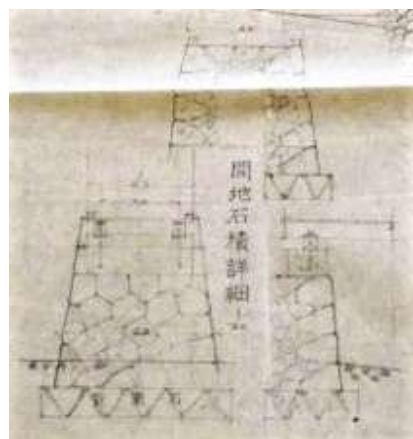
（単位：千円、税込）

実施項目		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	小計
基礎調査		済					
基本設計・調査			済				
実施設計・調査工事				6,300 実施設計 4,500 調査1,800			
工事	(最小)				27,000	55,000	82,000
	(最大)				34,300	68,500	102,800
工事監理					1,500	3,000	
事業費 小 計	(最小)			6,300	28,500	58,000	
	(最大)				35,800	71,500	

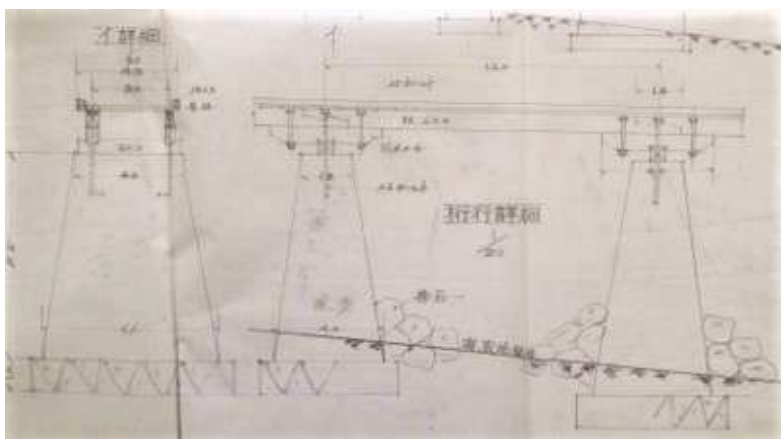
(2) 概算事業費詳細（略）



一般図



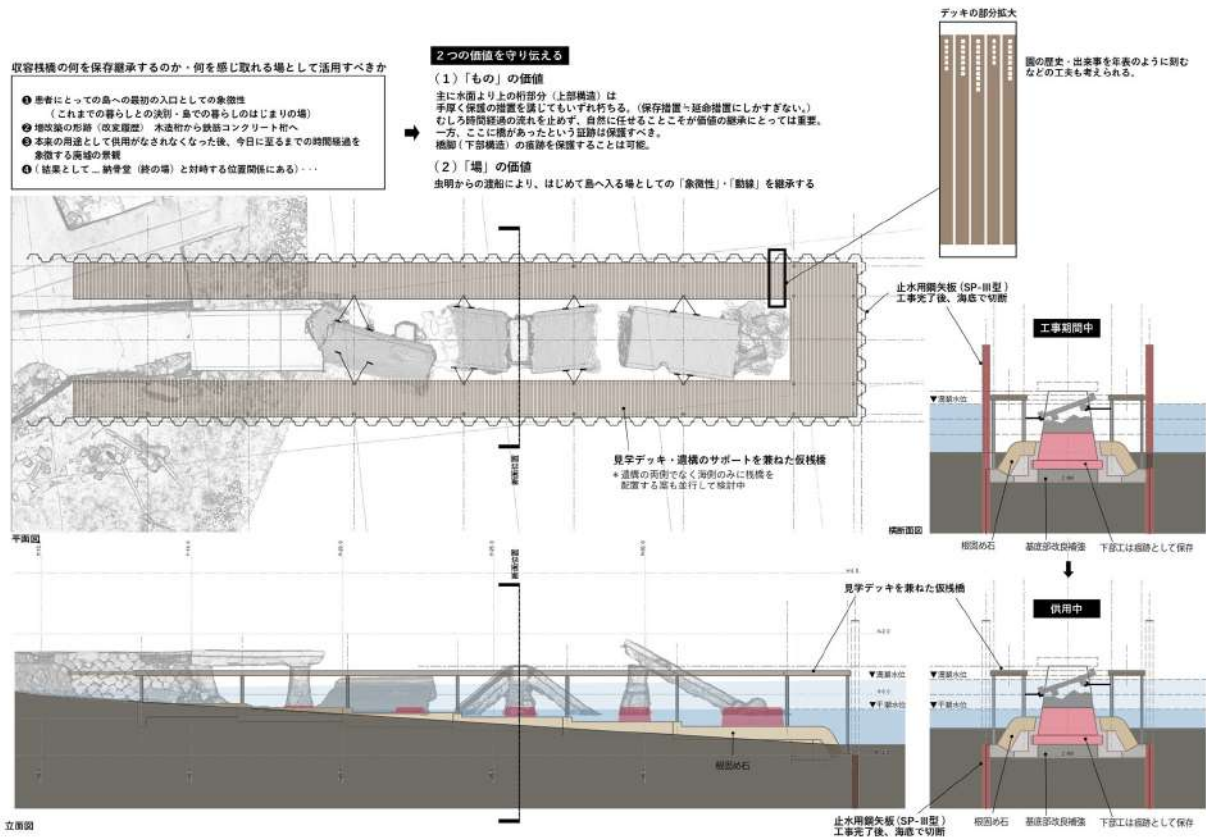
橋台間知石積み



橋脚詳細図

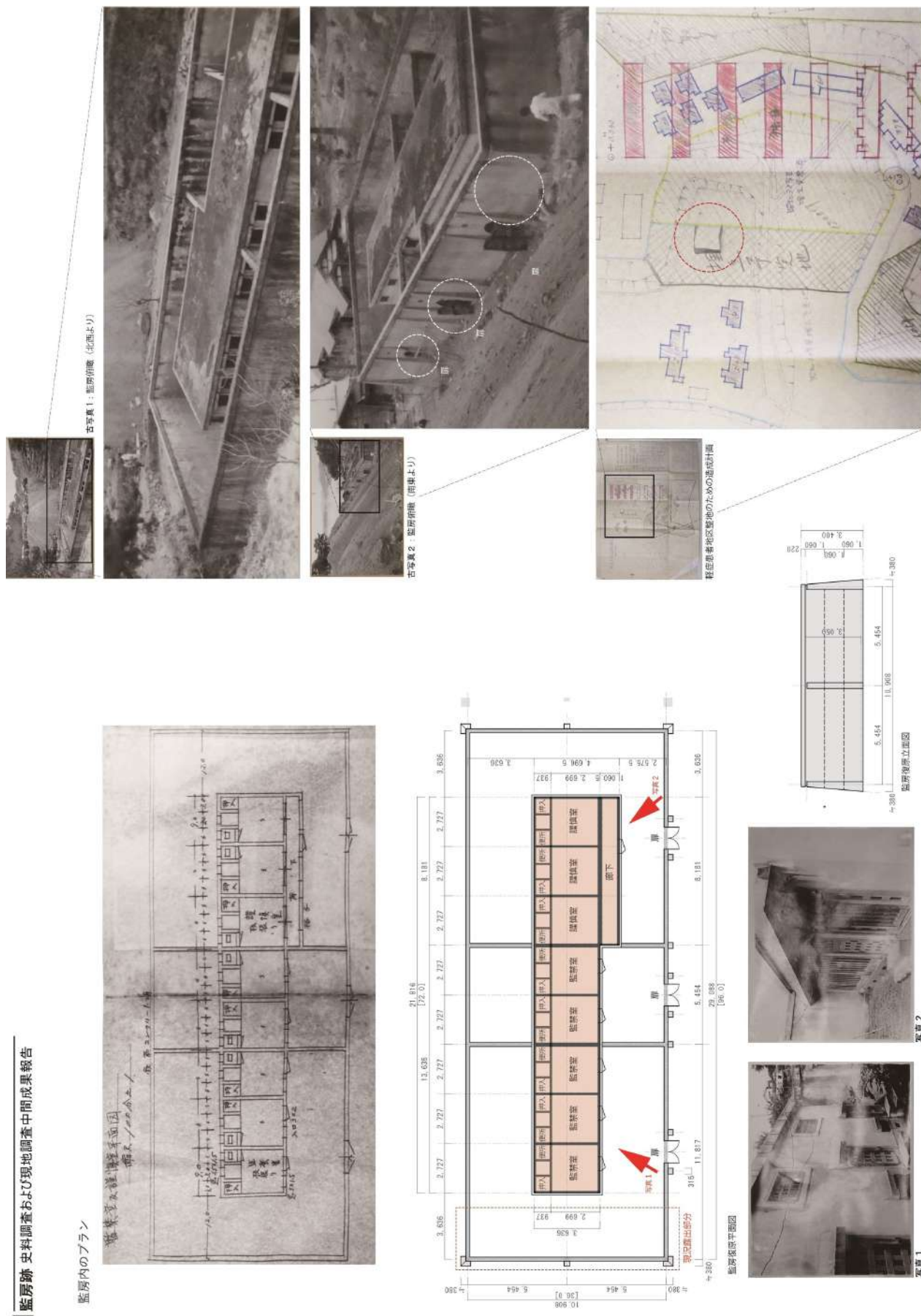
1939（昭和14）年 収容棧橋新築設計図

3 基本設計



III 監房跡

1 史料調査及び現地調査中間成果



2 水抜・内部構造調査結果

Bri 内部カメラ観測

写真1 上部から貯蔵釜体を見る

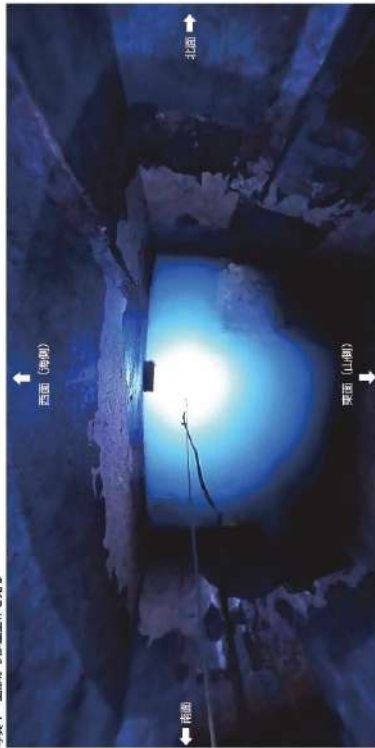


写真3



写真5



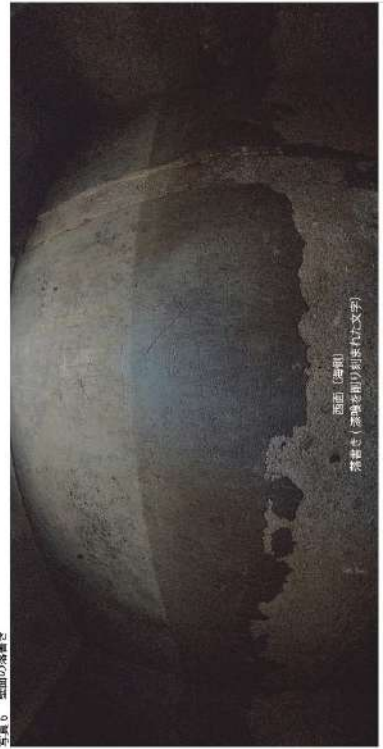
写真2



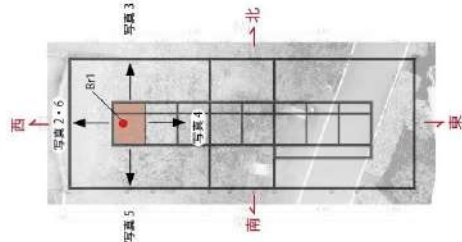
写真4



写真6 壁面の劣化を



監査調査結果報告



Bri 写真案内図

監査天井部へのφ350mmコアリングの様子



B72 内部カメラ観察

写真1 上部から周囲全体を見る



写真3



写真5 北面（廊所・押入）

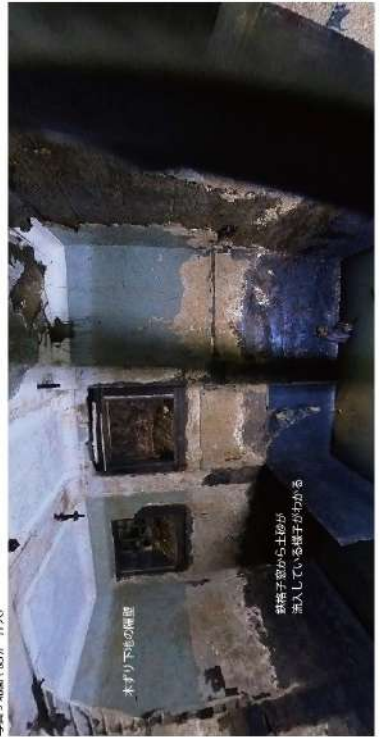


写真2 天井を見上げる



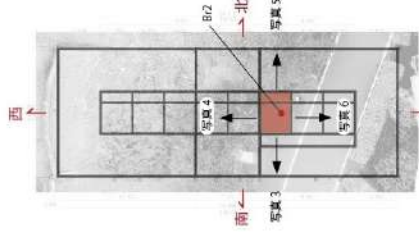
写真4



写真6



監査記録詳細報告



B72 写真案内図

→ 東面の木格子面が壊れ、土砂が内部に流れ込む様子が確認できる（廊下内の水位の上下とともにゆっくりにあるが、土砂の堆積は残っていると思われる）



遊具室側の木格子

3 調査所見

以下、2021（令和3）年度の調査結果について、新たに明らかになった事項についてとりまとめ、今後の事業化に向けた課題と対策について所見を述べる。

報告内容は、現地におけるボーリング調査孔を用いた内部観察結果を中心としたものであるが、建築仕様の実態については、適宜、愛生園所蔵の以下2点の史料との付き合わせをおこなった。以下の史料記載の監房（監禁室及び謹慎室）の概要及び工事仕様の詳細は、2021年度版本書50ページに記載しているので参照されたい。

（1）史料に見る監房（監禁室・謹慎室）の建築仕様について（略）

（2）房内の観察より明らかとなった各部建築仕様と遺存状況について（一部略）

各部の劣化・破損は著しいものの、物的証左として、往時の房内の建築仕様を知るための遺構として、依然、各部の仕様が特定できる状態にあり、また、建造当初の史料（仕様書や古写真）との照合が可能な状態にあることがわかった。

「落書」の痕跡は監房の歴史を後世に伝えるうえで特筆すべきものであり、その一旦が明らかになったことは本調査の大きな成果の一つである。

しかしながら、建物の劣化・崩落は現在もなお進行状況にあり、現在かろうじて残されている多くの情報は加速度的に失われてしまう可能性があるため、早期の保存対策が求められる。

（3）監房内部の劣化・破損状況について（一部略）

2021（令和3）年度の調査にて確認された天井面の亀裂および土砂の流入状況から鑑み、現状を放置し続けた場合、近い将来、躯体の崩壊と土砂の流入が進む可能性は高く、それらに伴う周辺地盤の沈下や地盤内部に空洞を生じる可能性は高い。監房遺構の保護という観点だけでなく、供用中の道路の陥没等、園内生活者や見学者の安全性が損なわれる可能性も十分に起こりえる状態であるため、速やかな対策が望まれる。

（4）監房跡の保存に向けた今後の課題について

今後の課題は、本調査により、残存状況が明らかとなった建築仕様に加え、内壁に残された漆喰仕上げ面への「落書き」等の生きた痕跡を含めた、房内外の物的史料を如何に保存できるかということに尽きる。

上記課題に取り組む上での最大のリスクは、現状かろうじて残る躯体が周囲の土圧により押しつぶされる、あるいは房内の空間が、天井の陥没、土砂の流入により埋まり、内部の建築仕様が失われてしまうことにある。これらについては早急な対策を講じる必要があるが、その方法については、同時に長期的視点に立ち将来的な建物の掘り起こしの可能性も見据えた可逆性の担保如何に確保するのも大きな課題となる。具体の保存対策については下記にまとめる通りであるが、専門家の意見も踏まえた慎重な議論が求められる。

また、今回の調査では明らかとならなかった、監禁室と謹慎室の使われ方の区分けや建築仕様の違いについては、引き続き史資料や入所者からのヒアリング等による補足調査が望まれる。

(5) 監房跡の保存に向けた具体の対策について

遺構保存に大きな影響を与えている建物外部から作用する土圧・水圧の低減、及びそれらによる建物の崩壊を防ぐ手立てとして、大きく2つの方向性が考えられる。

1点目は、外力により建物が押しつぶされないよう、内部を何らかの充填材料により満たすというもの。2点目は、外部から作用する土圧を軽減するために、周囲の土砂を取り除くという方向である。

現状、盛土上には現役で供用されている道路や住棟が存在しており、盛土を完全に除去することは困難な状況にある。そのため、現時点で講じることのできる最善の策としては、内部の充填を行ったうえで、土砂を可能な限り除去するという1点目と2点目の併用策が考えられる。

1点目の具体の方法としては、a流動化処理土 あるいは b発砲素材（盛土補強材）等による内部の充填が考えられる。2点目の方法としては土留め擁壁を併用した法面盛土の部分的な除去が考えられる。本調査において、上部の人工盛土の地質状態についても明らかとなったが、盛土内部に一部空洞を抱えている可能性はあるものの、経年によりある程度は圧密され締まっていることも明らかとなった。そのため、部分的な地盤改良を併用すれば、土留め擁壁の構築も十分に可能であると考えられる。同対策により海側から5つ目の房までは、積載土砂の質量ベースで最大、現状より約50%程度、土圧による負荷を低減できる可能性がある。また、盛土の除去にあたっては、真砂土の自然安定勾配以下で切土することで、土砂崩れ防止の効果も期待でき、遺構保護と生活環境の安全性担保に加え減災対策にもつながる多面的な効果のある対策を講じることのできる可能性も高いと考える。

降雨による法面のエロージョン、谷地形に位置することによる雨水排水対策については別途地盤・地質調査結果として取りまとめた通りである。

上記対策については、いずれも施工性・可逆性に関しては、さらに詳細な技術的検討を行ったうえで、実施にとりかかる必要があると考える。

4 擁壁構造計算（略）

5 基本計画

(1) 事業工程表及び概算事業費（令和4年度以降の予算化は未定）

（単位：千円、税込）

実施項目		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	小計
基礎調査		済					
基本設計・調査			済				
実施設計・調査工事				実施設計 3,800			
工事	(最小)				90,500	45,300	135,800
	(最大)				103,600	51,800	155,400
工事監理					2,400	1,200	
事業費 小 計	(最小)			3,800	92,900	46,500	
	(最大)				106,000	53,000	

(2) 概算事業費詳細（略）

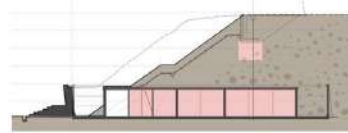
6 基本設計

施工ステップ

Step1：第1段魔法面壁土除去



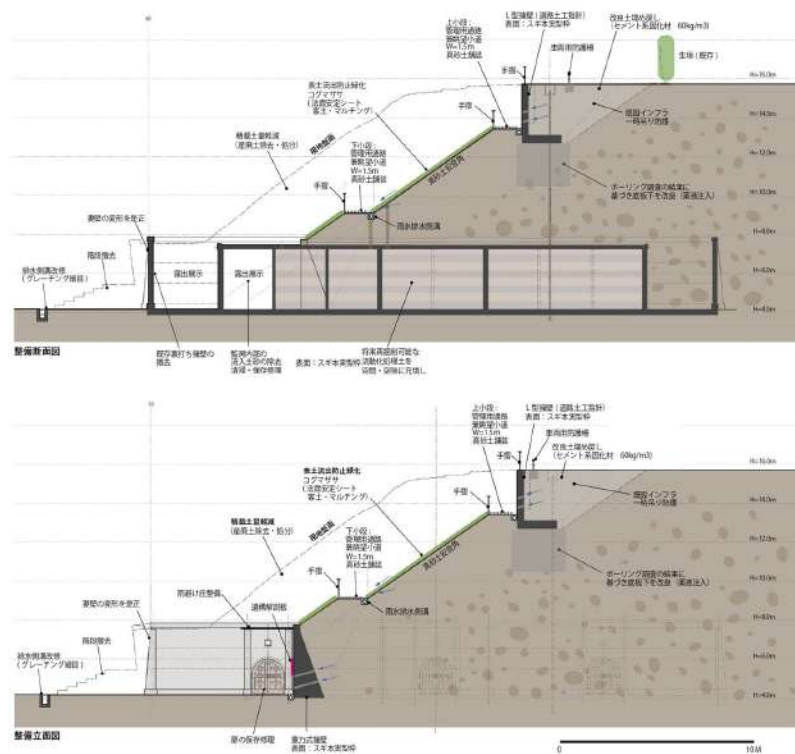
Step2：内部空隙充填・一部地盤改良



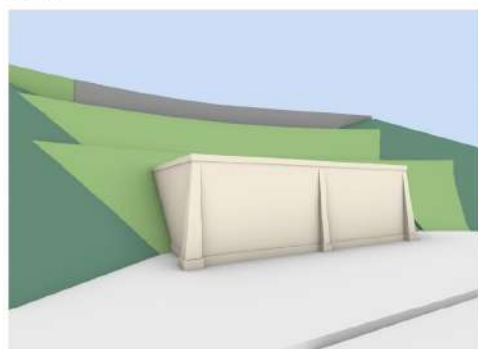
Step3：第2段階法面填土壓實、牆壁施工、階段撤去。盡側壁面變形是正



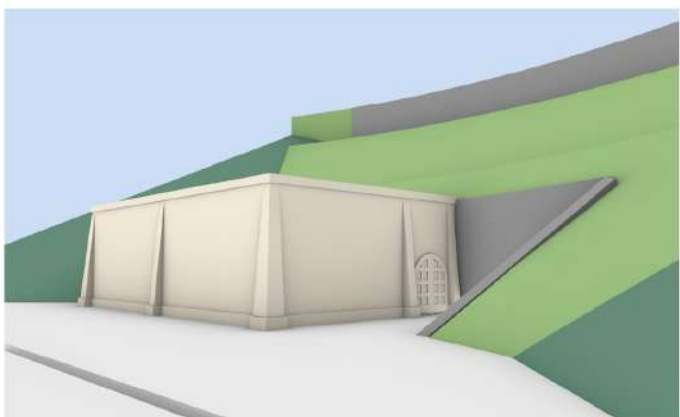
Step4：法面保護工・排水対策工・その他環境整備



イメージ図



正面からみる



通称から見下す(納骨堂側)



道路から見下す(本部側)

5-13. 長島愛生園「収容棧橋」に至る護岸擁壁実施設計の策定、内白間エリアの測量及び「監房跡」水位観測・分析

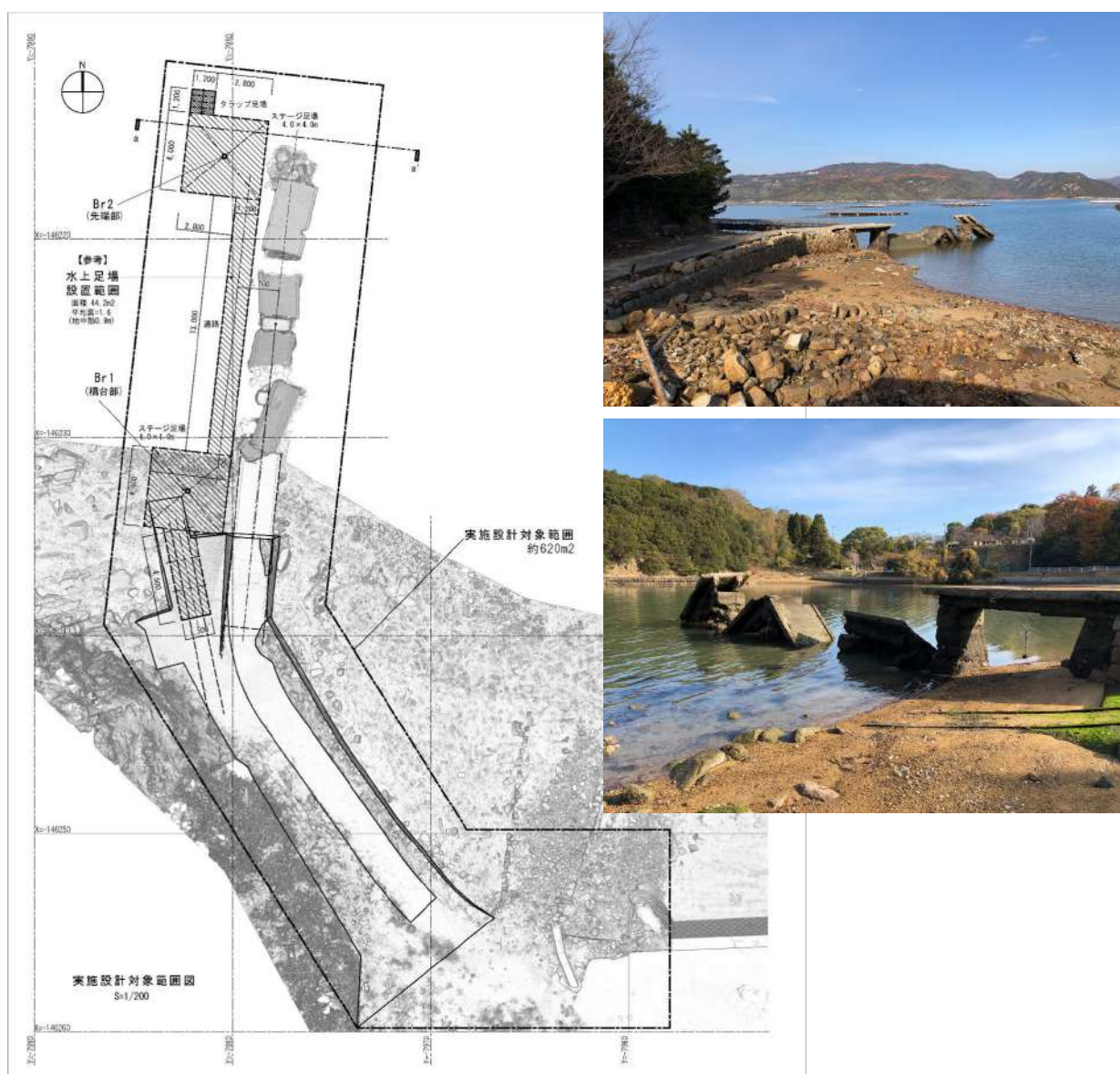
Ⅰ 長島愛生園「収容棧橋」に至る護岸擁壁実施設計の策定

1 目的

国立療養所長島愛生園が所管するユネスコ世界文化遺産構成要素候補である「収容棧橋」(1939年築)について、本法人が「ハンセン病療養所のユネスコ世界文化遺産登録に向けたロードマップ(2019年度～2021年度)」及びこれに関する「進捗管理・学術調査報告書」に基づき、2020(令和2)年度及び2021(令和3)年度の2ヶ年度にわたり実施した各種調査・記録及び基本設計方針を踏まえ、保存修理・整備活用工事発注に向けた実施設計を取りまとめることを目的とする。

なお、基本設計方針に基づき実施設計の一部として、既存遺構の補強及び新たに活用施設として付加する見学用棧橋の構造解析を実施する。加えて、実施設計にあたってはあらかじめ、周辺の詳細な地質状況を把握することを目的とした地盤調査を実施し、設計と条件の詳細について関係機関との合意形成のための協議を行うこととする。

2 実施設計対象範囲図(当初)



3 関係機関協議の結果

- ① 対象護岸は、建設海岸としての海岸保全区域である長島内白間海岸の範囲外である。
- ② 対象地は港湾区域外であり、港湾基準の適用は必ずしも必要ではないことから、準拠基準は利用形態を想定し整理することによい。
- ③ 想定される準拠基準としては、立体横断施設技術基準、港湾基準、漁港基準等が挙げられる。
- ④ 漁業補償については、専門コンサルによる対応が一般的であり、業務の一項目もしくは単独業務として実施されることが多い。



「長島内白間海岸」位置図（黄色実線）

4 計画変更

「収容栈橋」下部構（橋台基礎）の修復及び新設する見学用栈橋の構造解析のためには、海中地盤調査が必須だったが、諸般の事情によりこれを実施することができなかった。

そこで、実施設計の対象範囲を「収容栈橋」に至る（石積み）護岸擁壁に絞り、5のとおり陸上での地盤調査を行った。

5 地盤調査（一部）

（1）調査目的

標準貫入試験併用のオールコアボーリング調査及び地盤の平板載荷試験を実施し、地盤の地質構成や土の相対的強度、地下水の状態等を知り、「収容栈橋」保存活用のための施設的设计・施工に関する基礎資料を得ることを目的とする。

（2）調査内容

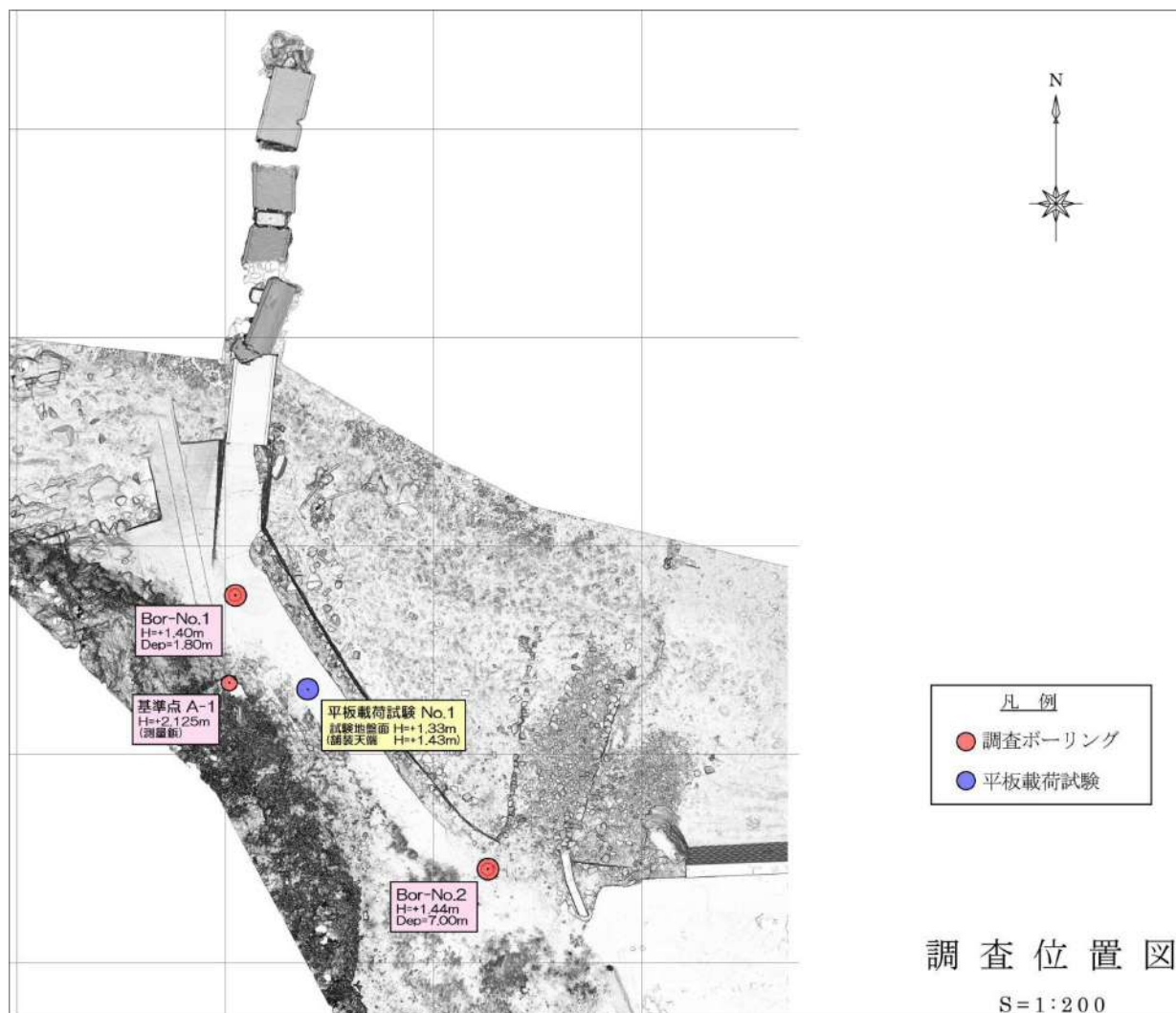
① ボーリング調査（オールコア）

- ・調査箇所数...2箇所 ・掘削孔径...φ66mm
- ・調査深度...延べ8.80m ・標準貫入試験...計12回

② 平板載荷試験

- ・調査箇所数...1箇所 ・試験最大積載圧力...360.0kN/m² ・最大実荷重...360.0kN/m²×0.0707m²=25.5kN

(3) 調査位置



Bor-No.1ボーリング調査



Bor-No.2ボーリング調査



平板載荷試験

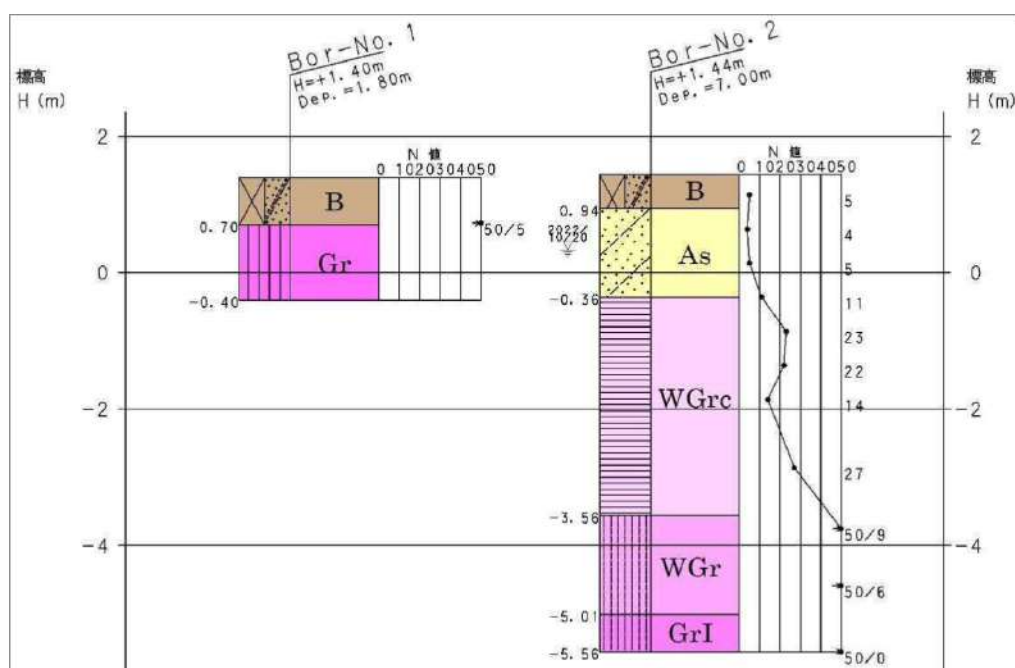
(4) 調査結果

① ボーリング調査結果

調査結果から、調査地の地質構成及び調査を実施した2箇所の土質柱状は以下の図表のとおりである。Bor-No.1が「収容棧橋」に最も近い地点、Bor-No.2が陸地に近い地点である。

年代	地層区分	記号	主な土質	分布層厚(m)		N値	色調
				Bor-No.1	Bor-No.2		
現世	盛土層	B	礫・シルト混り砂	0.70	0.50	5～42程度	褐
新生代	沖積砂質土層	As	シルト混り砂	—	1.30	4～12程度	褐
中生代	花崗岩類	WGrc	粘土 礫混り粘土質砂	—	3.20	9程度～27	淡灰褐
		WGr	礫・砂混り粘土	—	1.45	50以上	淡灰褐
		GrI	短柱状コア	—	0.55	貫入不能	暗灰褐
		Gr	柱状コア	1.10	—	貫入不能	灰

ボーリング調査結果による地質構成表



土質柱状図一覧

結果のまとめ

本調査地は、「収容棧橋」付近の山際に位置し、南西側からは尾根が迫っている。

今回のボーリング調査では、盛土層及び入り江に堆積した土砂と考えられる砂質土層下位より、調査地周辺の基岩である花崗岩類が確認された。

花崗岩類は地点や深度により風化の進行度合いが異なり、採取された試料の状態に違いがみられる。風化が岩芯まで著しく進行し主に粘土状を呈する「風化土」は、岩組織はやや不明瞭であり、N値は9程度から27を示す。

また、N値50以上の高い地盤強度を示すものは、風化の度合いや試料状態により「風化岩」・「軟岩Ⅰ」・「中硬岩」に区分した。

- ・風化岩（WGr）...Bor-No.2地点で確認した。

試料は主に固結土棒状で採取されるが非常に密な状態であり、N値は50以上と高い地盤強度を示す。試料は指圧により潰れ、礫・砂混り粘土状となる。



風化岩（WGr）の試料状態

- ・軟岩Ⅰ（GrⅠ）...Bor-No.2地点で確認した。

試料は5～15cmの短柱状コアで採取され、N値は貫入不能を示す。コアはハンマーの軽い打撃により容易に碎ける。



軟岩Ⅰ（GrⅠ）の試料状態

- ・中硬岩（Gr）...Bor-No.1地点で確認した。

試料は30～70cmの柱状コアで採取された。N値は貫入不能を示す。コアはハンマーの打撃により軽い金属音を発し、非常に硬質な状態である。



中硬岩（Gr）の試料状態

（地下水位）

Bor-No.1地点では水位は確認されなかった。

Bor-No.2地点のG.L.-1.10m（標高H=0.34m）で確認された水位は、砂質土層中の自然水位であると考えられる。

② 平板載荷試験結果

試験地盤の極限支持力度 q_u は、360.0（kN/m²）と判断できる。

6 構造計算

(1) 栈橋構造検討書(略)

(2) 擁壁構造検討書(一部)

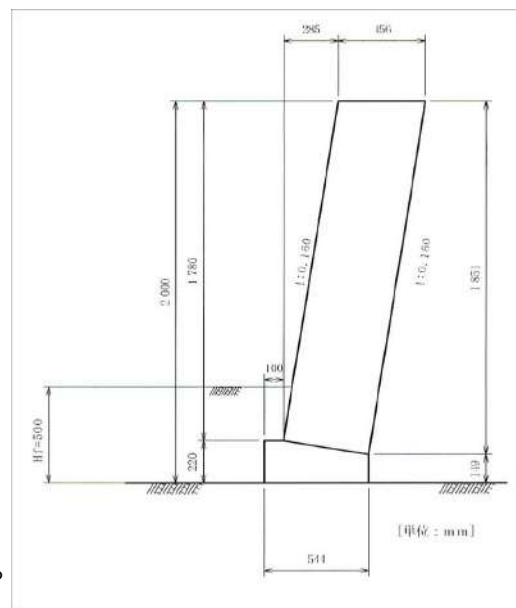
① 設計条件(略)

②-1.現状ブロック積擁壁の検討(一部)

- ・適用基準 (社)日本道路協会、
道路土工 擁壁工指針 平成24年7月
- ・形式 ブロック積(直接基礎)

(検討結果)

転倒及び滑動に対する安定性が低い。
よってこの形式の擁壁を採用することはできない。



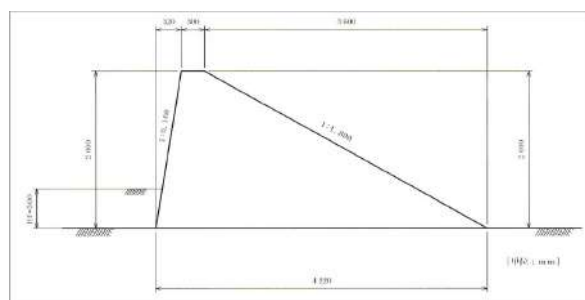
②-1.現状ブロック積擁壁形状寸法

②-2.重力式擁壁の検討(一部)

- ・適用基準 (社)日本道路協会、道路土工 擁壁工指針 平成24年7月
- ・形式 重力式(直接基礎)

(検討結果)

安定性等に問題はないが、形式の性質上、
比較的広めの敷地を確保する必要があるため、
山地が迫る「収容栈橋」付近での施工
は困難である。



②-2.重力式擁壁形状寸法

②-3.L型擁壁とアンカー併用の検討(一部)

- ・適用基準 (社)日本道路協会、道路土工 擁壁工指針 平成24年7月
- ・形式 重力式(直接基礎)

(検討結果)

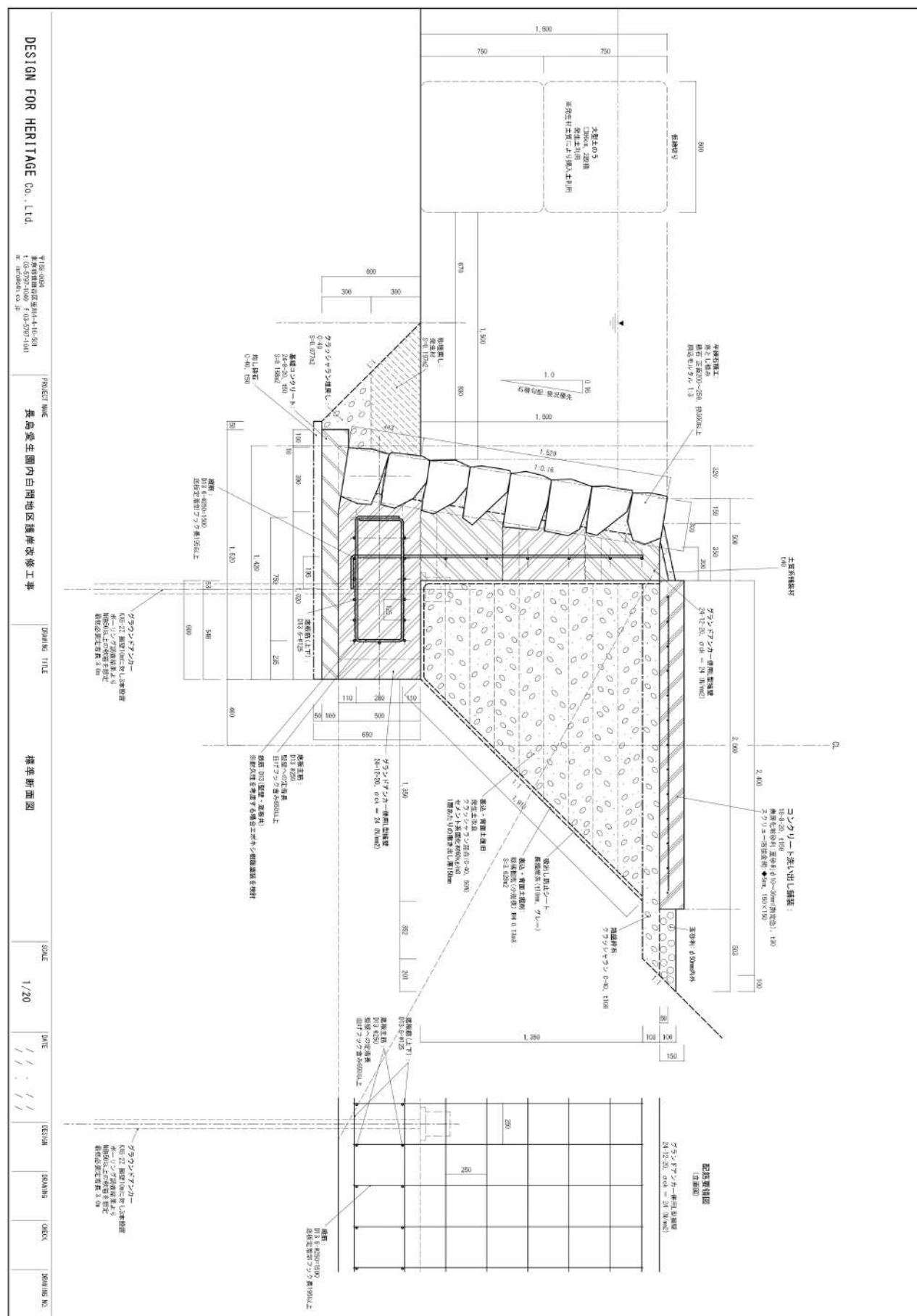
擁壁10mに対して3本のグラウンドアンカーを設置することで、安定性等に問題はない。
また、L字型擁壁は②-2.の重量式擁壁と比べて敷地を必要としないため、山地が迫る
「収容栈橋」付近での施工も可能である。(本形式の断面図は54ページ)
よって、本形式を本件実施設計では採用する。

7 護岸擁壁(L字擁壁とアンカーの併用) 20.0mあたり工事費

20,952,800円(税込)

※令和5年度各種単価に基づき算出。ただし、水替えポンプ運転費は含まない。

8 護岸擁壁（L字擁壁とアンカーの併用）標準断面図



II 内白間エリアの測量

1 目的

本法人は、2020（令和2）年度に「歴史的建造物（4物件）の保存修復・整備活用に向けた基礎的調査」を実施し、国立療養所長島愛生園については「収容桟橋」及び「監房跡」の（写真・三次元）測量を実施した（詳細は本書2020年度版47ページ）。

「収容桟橋」及び「監房跡」に加え、「旧収容所（回春寮）」や「目白寮跡」が存在し、納骨堂への動線を確保する内白間エリアは、既に長島愛生園歴史館の基本的な見学者コースとして年間1万人を超える人々を迎え入れている実績がある。

2022（令和4）年4月には隣接するエリアに社会交流会館（むつみ交流館）が開館し、2023（令和5）年度からは既存の非稼働施設の体験施設へのリノベーションが始まる予定である。

個々の建造物や遺構の保存活用整備を検討することはもちろん重要だが、長島愛生園の将来構想や保存活用ビジョンが長島愛生園を「人権学習の場」として保存活用することを規定している点に鑑みれば、島という立地に設置された療養所内で入所者の日々の営みと人権を軽視した政策の物証を面として整備し、見学者がリアルに体感できる場を提供する必要がある。

そこで、2020（令和2）年度に収集した「収容桟橋」及び「監房跡」の測量データも利用してより広域な内白間エリアの測量を実施し、長島愛生園に保存されている昭和13（1938）年の古図との重ね合わせを行うことで内白間エリアの地形の変遷を明らかにし、内白間エリアの周辺エリアも含めた整備活用に向けた議論の起点を提供する。

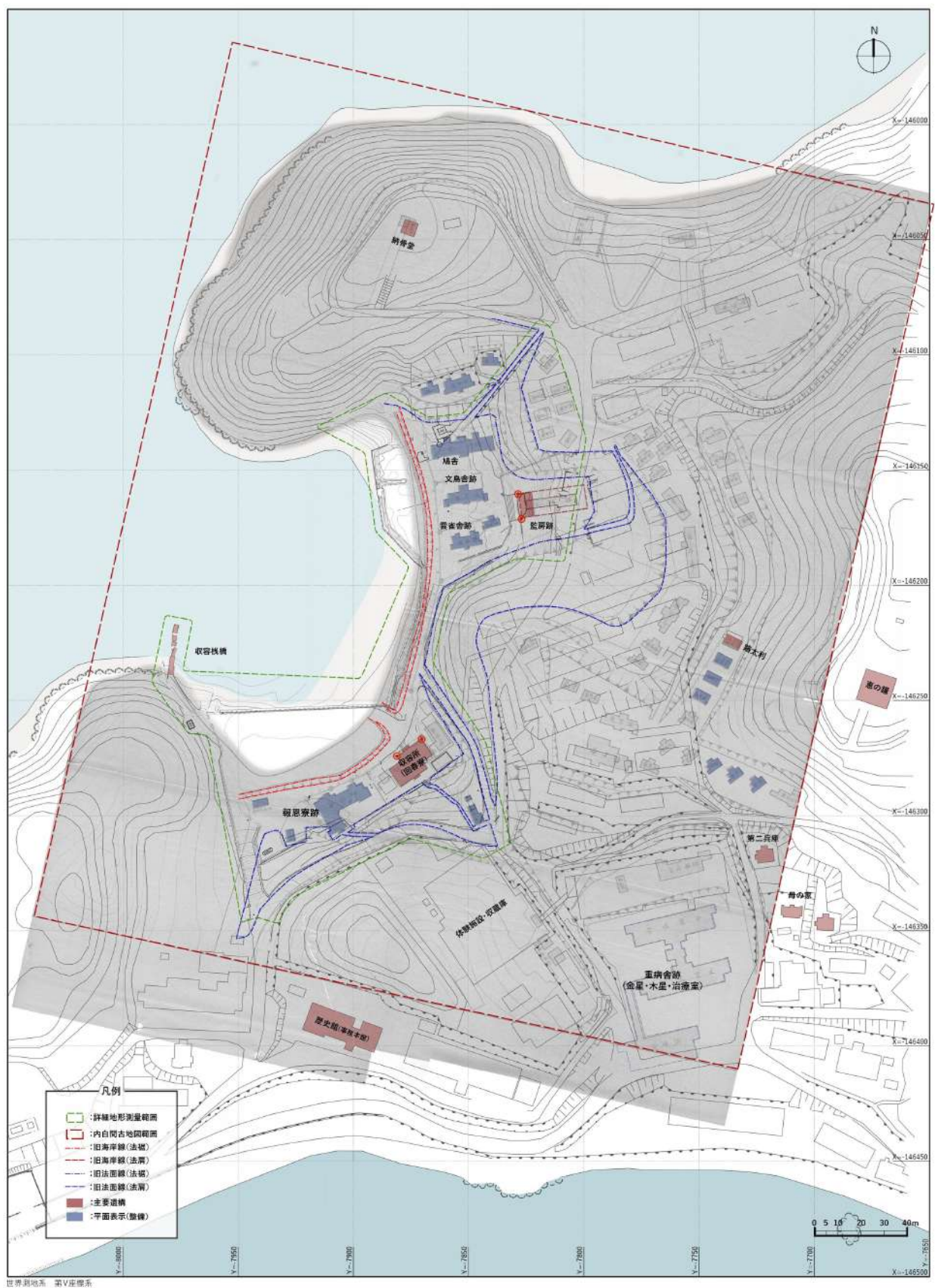
2 測量実施日

2022（令和4）年11月9日・10日

3 測量範囲



4 重ね図（測量成果+昭和13年内白間エリア古図）

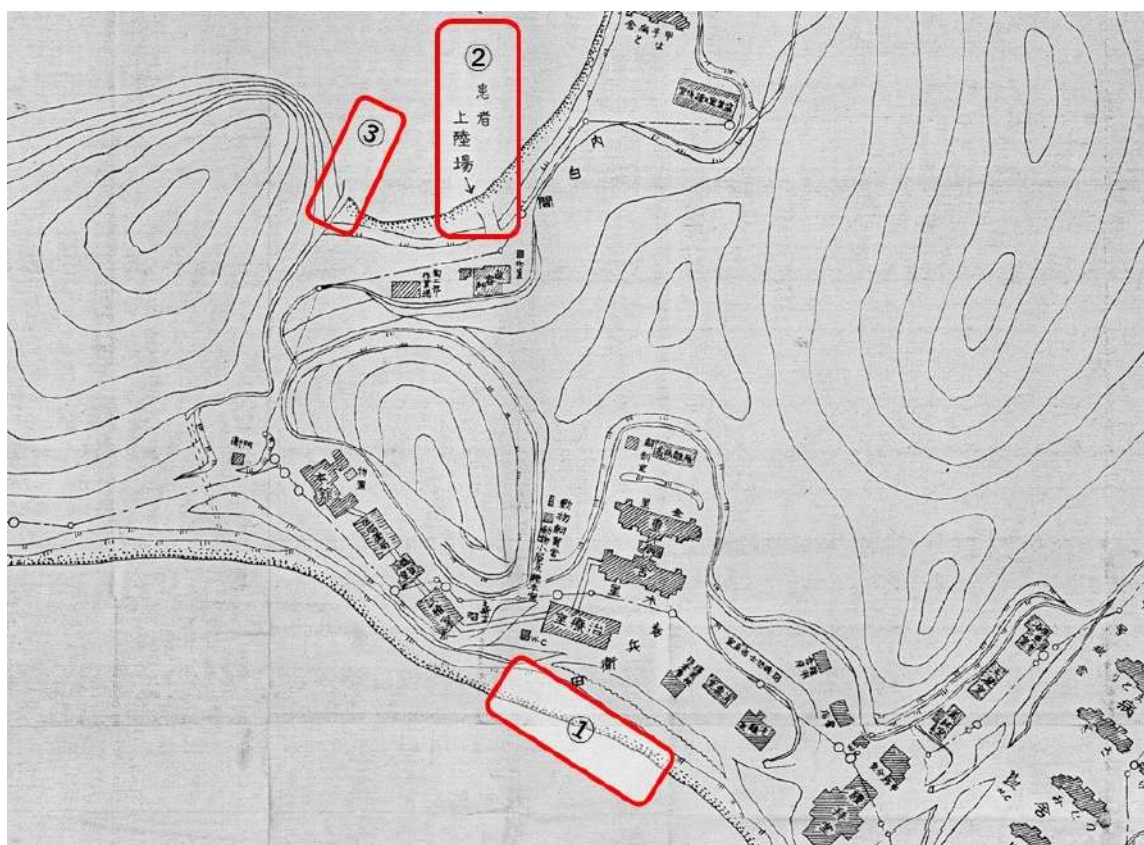


5 重ね図作成過程

- ① 昭和13（1938）年の古図は、現代の精度とは比べられないが、当時のものとしては良い精度である。
- ② しかしながら広域な図のため、単に重ねるのみでは3m、4m程度のズレが生じる。よって、幾何学補正をかけて重ね合わせた。現存する「監房跡」と「旧収容所（回春寮）」の端に示した赤丸が、幾何学補正の基準である。
- ③ 重ね合わせを実施した緑線の範囲内は、概ね50cm誤差での重ね合わせが可能となった。緑線外（例：納骨堂）では1mを超える誤差が生じているが無理に合わせることはせず、内白間エリアを中心に精度を上げて重ね図を作成した。

6 重ね図分析結果（一部）

- （1）昭和13（1938）年と比べて、現在の内白間の海岸線は大きく埋め立てられていることが明らかになった。今後、文献史料によりその変遷過程と原因を調査する。
- （2）内白間に「収容棧橋」が建設され、患者収容の場となったのは1939（昭和14）8月以降であり、それまでは内白間の砂浜「患者上陸場」に船が乗り付ける形で行われていたと推定される。今回、重ね図を作成し分析した結果、現在は埋め立てられ舗装されている「旧収容所（回春寮）」北側の傾斜地が、当該「患者上陸場」と一致することを確認した。



長島愛生園における患者収容場所の変遷

（長島愛生園建物配置図（昭和六年）（神谷書庫蔵）を加工して作成）

- ① 1931（昭和6）年3月27日 開拓患者（85名）上陸地点
- ② 1931（昭和6）年3月～1939（昭和14）年8月 患者上陸場
- ③ 1939（昭和14）年8月～ 収容棧橋を経ての患者上陸

結果、患者収容が行われた①から③の場所が完全に遺存しているわけではないが、海岸沿いに位置していることに変化はなく、また内白間の②③については地形や遺構、そして患者が辿った「旧収容所（回春寮）」への動線は良好に保存されており、世界遺産推薦に向けても「長島のハンセン病療養所群」（仮）の真実性への寄与度が非常に高いと推定される。今後、②と③の利用が切り替わった具体的な時期やその理由、そして②と③で収容された患者数等を文献史料により明らかにすることができれば、一層の「内白間エリア」の価値の磨き上げにつながると思われる。



患者上陸場（長島愛生園の古図（昭和13年配置図）と測量成果の重ね図）



患者上陸場跡（「旧収容所」にかけての緩やかな傾斜地）

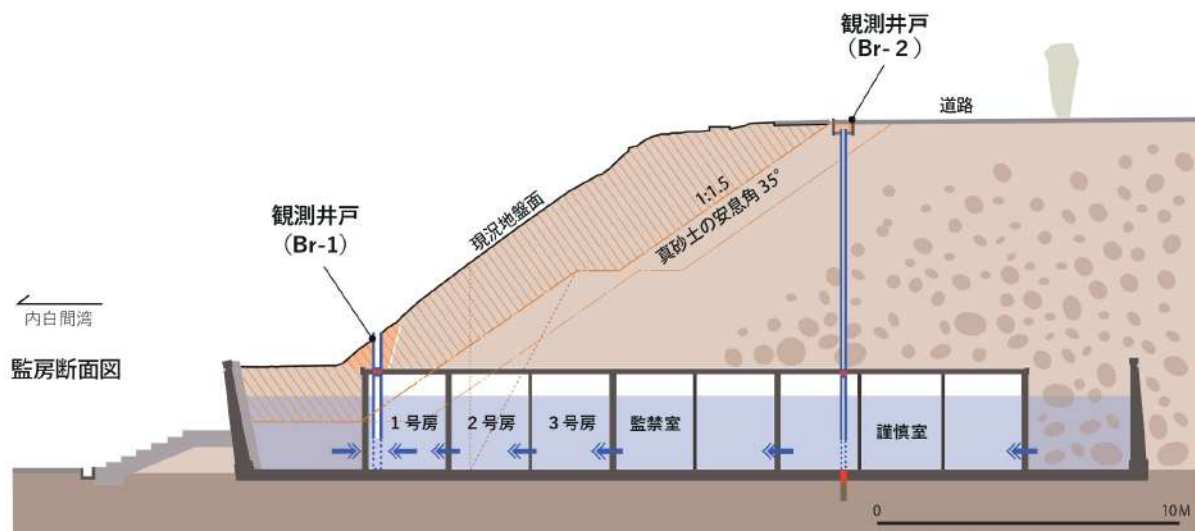
III 「監房跡」水位観測・分析

1 目的

本法人は、2021（令和3）年度に「監房跡」の最も海側の独房（5つある監禁室の一室、以下Br-1）屋根をコアリングし、また、奥から三番目の独房（3つある謹慎室の一室、以下Br-2）屋根に対してはボーリングを実施し、本書43ページのとおり内部構造調査を行った。調査の結果、2つの房には雨水が滞留していることが判明したため、Br-1（海側）とBr-2（山側）それぞれに水位計と温度計内臓の気圧計を投入し、水位及び温度（水温）を連続測定し、人為的な排水必要性の有無を検討することとした。

2 観測（器機設置）期間

2021（令和3）年12月7日から2022（令和4）年9月26日まで



「監房跡」断面図（観測機器設置場所：Br-1、Br-2）

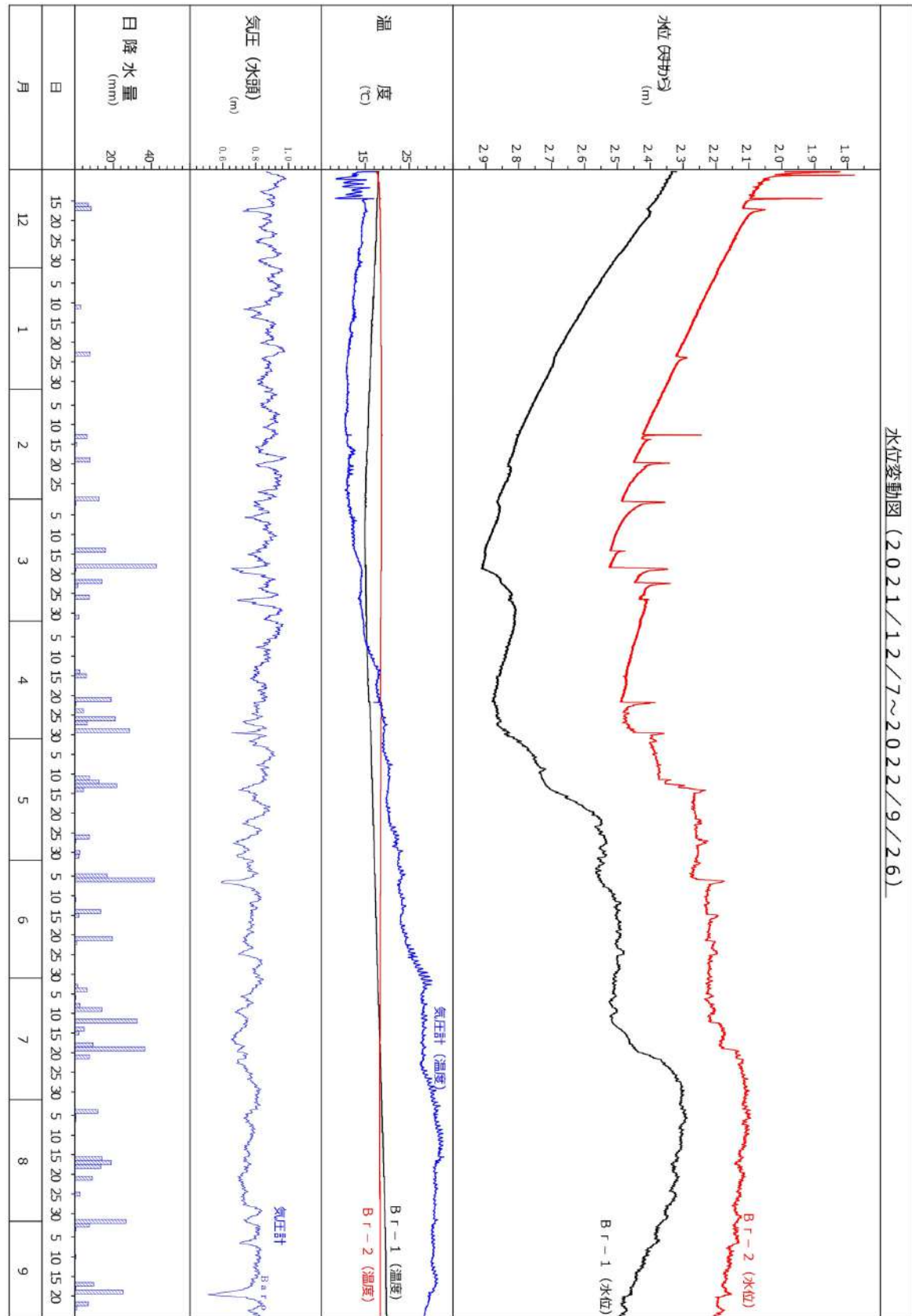


観測機器の回収（Br-2）



現場での回収データの確認

3 水位等変動図



- ※「水位」は、各室の天井からの水位として整理した。室ごとの天井の高低差は勘案しない。
- ※気圧計の測定値を換算水頭として示した。
- ※「温度」は、房内に滞留する水の温度（水温）である。
- ※「日降水量」は、気象観測所（虫明）の一日降水量である。

4 水位観測結果とその評価

- ① 測定期間を通じて常にBr-1（海側）の水位がBr-2（山側）に対して低い。
- ② Br-1（海側）、Br-2（山側）とも、3月以降の多雨期に水位が上昇している。

評価

Br-2（山側）に高くBr-1（海側）に低い。自然な傾向と季節的変動である。

- ③ Br-1（海側）、Br-2（山側）とも、降雨に伴って水位が上昇する応答が見られ、Br-2（山側）では降雨の応答が明瞭でグラフの「山」が立っているのに対し、Br-1（海側）は不明瞭で山が寝た形になっている。ただし、多雨期の7月以降はBr-2（山側）のグラフの「山」が不明瞭になっている。

評価

少なくとも4月までは、Br-2（山側）は水を集めやすく、Br-1（海側）は排出がいち早く進む水理条件により、降雨時の応答の相違が生じていた。多雨期に山側の応答が鈍く、「山」が表れていないのは、時間あたりの降雨回数が増え、水位低下を待たず地下水が連続供給されるため、「山」が表れにくくなったものと考ええる。

- ④ 降雨後の高止まり傾向はBr-1（海側）、Br-2（山側）とも共通しているが、多雨期の5月以降は、Br-1（海側）の方が上昇幅が大きい。

評価

詳細は判然としないが、以下のように推定する。Br-1（海側）では、多雨期の地下水供給量増大に際して、供給が排水のペースを上回り、Br-2（山側）を上回る上昇傾向を示した。一方、Br-2（山側）では水位が一定のレベルを越えると、水みちの存在により「堰を越えた」ように排水効率が上昇し、水位上昇が鈍った。

- ⑤ 8月以降は、Br-1（海側）、Br-2（山側）とも水位が低下傾向にあり、Br-1（海側）の方が時間当たり降下量が大きい。これは小雨期の昨年12月～2月と同様の傾向である。

評価

8～9月は台風や前線による大雨もあったが、6～7月より相対的に降雨量が少なくなったため、地下水位は長期的な低下傾向に入り、小雨期と同様なBr-1（海側）とBr-2（山側）での低下率の差が生じたと考ええる。

- ⑥ Br-1（海側）、Br-2（山側）とも小雨期である測定開始時の水位（作業による異常値を除く）に対し、多雨期の高水位がこれより低いかほぼ同程度であり、不自然な印象がある。

評価

2021年12月の測定開始時が不自然に高水位の印象がある。2021年の多雨期の影響が残っていたのかも知れない。参考に、本業務で参照している虫明観測所の2021年、2022年の月毎降雨データを比較してみる。

虫明 2021年(月ごとの値) 主要要素					虫明 2022年(月ごとの値) 主要要素				
月	降水量				月	降水量			
	合計 (mm)	日最大 (mm)	1時間 (mm)	10分間 (mm)		合計 (mm)	日最大 (mm)	1時間 (mm)	10分間 (mm)
1	59.0	25.5	6.5	2.0	1	11.0	8.0	2.0	0.5
2	46.0	24.5	5.5	1.5	2	15.5	8.0	2.0	0.5
3	63.0	20.5	18.0	7.5	3	97.0	42.5	9.5	3.0
4	84.0	40.0	4.5	1.5	4	88.5	28.5	7.5	3.5
5	146.5	33.5	16.0	8.5	5	59.0	22.0	4.5	1.0
6	107.0	27.0	7.5	3.0	6	95.0	41.5	13.5	3.0
7	137.5	82.5	33.5	9.0	7	118.0	36.5	13.0	5.0
8	227.0	38.5	16.0	7.0	8	71.0	19.0	13.5	11.0
9	132.5	36.5	13.0	5.0	9	98.0	26.5	15.5	6.5
10	35.5	27.0	5.0	1.0	10	53.0	18.0	6.0	2.5
11	91.0	40.5	21.0	5.5	11	///	///	///	///
12	16.5	8.5	4.5	1.0	12	///	///	///	///

2021年、2022年の「虫明」降水量比較

気象庁HPより (<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly>)

上の図より、2021年は降水量が多かったことが解る。特に多雨期の5～9月は最大で2022年の3倍の値を示している。この多雨の影響により、測定開始の2021年12月まで高水位傾向が維持されたのかもしれない。

5 人為的な排水必要性の有無の検討

(1) 温度（水温）変化と、独房内壁面仕上（漆喰）の劣化

本法人が2021（令和3）年度に実施した監房跡の内部構造調査（本書43ページ）によれば、壁面には仕上げの漆喰が一部残っており、Br-1（海側）には収監された入所者が刻んだと思われる落書きらしき痕跡を認めることができた。温度（水温）の大きな変化は当該漆喰の劣化を進めることになるが、今回の調査結果によればそのような変化は認められなかった。よって、温度（水温）変化に起因する壁面仕上（漆喰）の劣化はそれほど想定されない。

(2) 水位変化と、独房内壁面仕上（漆喰）の劣化

一連の調査により房内の水面線の変化による物理風化に加え、乾—湿の繰り返しによる風化が壁面仕上（漆喰）を劣化させている可能性が示唆された。

内壁仕様の保存の観点からは、現状漆喰面及び落書きと推定される痕跡が残る天井面より約—2.0mを上回る水位に達する前に人為的な排水（ポンプアップ）を行い、房内の水位をできる限り低下させる措置を講ずるのが望ましい。

一方、房内に水が滞留していることにより、内側からの側圧により外圧からの土圧に押しつぶされない効果も一定程度考えられるため、全てを空にすることは、建物そのものの保存の観点から必ずしも望ましいとはいえない。

以上を加味し、ポンプアップの目安となる水位としては天井面より約2.0～2.4m程度と設定し、それ以深に滞留する水については自然低下を除き水位を維持する方針にて管理を行うのが望ましいと考える。

6-13. スンゲイブローハンセン病療養所（マレーシア、暫定一覧表記載資産）

凡例

これは、本法人事務局が「長島のハンセン病療養所群」（仮称）との比較研究の一環として以下のサイトに掲載されている世界文化遺産暫定一覧表記載資産「スンゲイブローハンセン病療養所」（Word File）を和訳（仮訳）し、独自に現在の現地写真を挿入したものである。

<https://whc.unesco.org/en/tentativelists/6388/> （最終閲覧日：2023年6月15日）

スンゲイブローハンセン病療養所

Malaysia

提出日: 2019年2月12日

評価基準: (ii)(iv)(v)(vi)

種別: 文化

提出者: Permanent Delegation of Malaysia to UNESCO

州、郡及び地方公共団体: Selangor State

Coordinates: 3.222168, 101.590881

Ref.: 6388

概説

スンゲイブローハンセン病療養所は1930年に開設され、正式には National Leprosy Control Center（NLCC：国立ハンセン病対策センター）として知られており、マレーシアの首都クアラルンプールから25kmのスランゴール州のBukit Lagong溪谷に所在する。本病療養所は20世紀のハンセン病施設の解放における稀有なモデルの一つとして、またハンセン病に対する最高の治療センターの一つとして知られている。加えてその研究、試験及び実験の内のいくつかがハンセン病の治療に大いに貢献してきた世界でも重要なハンセン病研究センターの1つであった。同療養所はもともと3つの区域に600以上の建物からなる562エーカーを超える面積を有しており、そのピーク時には患者数は2,440人であった。よって、スンゲイブローハンセン病療養所は患者数の点で大英帝国における最大のハンセン病療養所であり、経験的にはフィリピンのクリオンハンセン病療養所に次ぐ世界第二位の規模であったと見做されている。

顕著な普遍的価値の証明

過去にはハンセン病患者は社会から排斥され、病気が広がるのを防ぐために刑務所のような施設に厳格に隔離されていた。これらの非人道的な方法は、明らかに一般市民としての患者の基本的人権に反していた。

1923年、元セランゴール州の外科医であったアーネスト・トラバーズ博士は、ハンセン病療養所の管理と計画を改革するという啓発的な政策を打ち出した。その目的はそれまでの典型的かつ統制的に計画された療養所を開放し、民主的、自立的かつ教育的な特徴を備えた外の世界に向けて模範的な人間の居住施設へと転換することであった。いかなる形の抑圧からも解放されてスンゲイブローハンセン病療養所は社会的快適さと患者が独立して生活を送れ、そして尊厳をもって長期的治療を受けることができる現代的な医療施設を有した開かれた人間の居住施設であった。ハンセン病患者を自発的に療養所に入所するよう奨励する説得方法は非常に上手く機能し、長

期療養の際の人権に関する道徳的課題に関する諸問題を解決した。これらのアプローチは20世紀のハンセン病対策における大胆かつ前例のない試みであった。

開設から数年後、スンゲイブローハンセン病療養所はBernhard Nocht、Herbert Windsor Wade、British Empire Leprosy Relief Associationなどの国際的な医療専門家や団体から強力な支持を受け、同療養所はハンセン病管理の重要な里程標であると称賛された。

スンゲイブローハンセン病療養所の自然で公正な環境は、療養所外の世界に類似する。それは患者が以前、自らの村落で行ったのと同じように自然に暮らすこと、療養所内の日常業務に参加すること、そして同時にあらゆる患者が彼らの潜在能力を探究することを可能にする教育、訓練及び技能学習などの機会を提供することを可能にした。この自由主義的なアプローチは、イギリスとヨーロッパにおける20世紀初頭の社会改革と平行している。

スンゲイブローハンセン病療養所は、複雑で長期にわたる社会的及び医学的な必要条件を満たすために現代の自立型の居住地として組織された。これらの計画はセントラルパーク、セントラルガーデン（大通り）、住宅地区、グリーンベルトからなる明確な区画を線引きしたEbenezer Howardの人気のガーデンシティ図表に類似している。

セントラルパークは管理事務所、受付棟、郵便局、その他の施設などの管理に関する建造物がある区画である。セントラルガーデンは開放された空間や余暇の活動を楽しむための学校、コミュニティクラブ、レクリエーション公園などの社会施設があるガーデンシティの大通り（グランドアベニュー）に類似する。住宅地区は2つの部分に分けられている。健康な患者を収容するために建てられた小さ

な住居が存在する「居住区」と、高齢者や身体の不自由な患者を収容するための治療センター、研究室、病棟などの医療施設を備えた「病院区」である。住宅地区の裏手にはグリーンベルトがある。これは患者が野菜、果物、家禽を大規模に栽培するための巨大な農地である。最も重要な農業遺産の1つは、過去数十年にわたって中心的な経済活動とスンゲイブローハンセン病療養所のアイデンティティであった園芸産業である。

自己完結型の療養所としてスンゲイブローハンセン病療養所内のほとんどの仕事と雇用は、ハンセン病患者によって行われた。同療養所内では患者は店員、タイピスト、教師、看護師、大工、警察官、消防隊、一般労働者やその他の役割に参加した。新たな出生、結婚、及び死亡の登録から、犯罪者へ罪を宣告し療養所内の監房へ収監するに至るまで、同療養所を管理するある種の準自治的な権限が医療機関の監督者に与えた。1930年代、同療養所は通貨が療養所外に出回るのを防ぐために独自通貨をも発行した。

開設以来、スンゲイブローハンセン病療養所は英国海峡集落の植民地-シンガポール、マラッカ、ペナン、英国保護地域、そして後には他のマレー諸国から患者を受け入れるようになり、その役割を拡大した。その上、同療養所は避難所と治療を求めている外国人患者も引き付けた。領土を超えた入所許可はさらに同療養所の多民族人口を多様化させた。これはモスク、ヒンズー教寺院、仏教寺院、道教寺院、キリスト教教会、カトリック教会などの礼拝所から中国リハビリテーションクラブ、中国一族協会、ユーラシアコミュニティのグリーンクラブ、リリークラブ、インド共済協会、マレークラブ、インドイスラム教徒クラブなどの民族的社会福祉クラブまで同療養所の多様な文化的景観に明確に見て取れる。

スンゲイブローハンセン病療養所の建造物

は、同療養所の持つ実用的な特徴を反映している。すべての建物は、簡素なファサード（外観）とピッチ屋根の平屋建てである。小さくて装飾が施されていないコテージが点在する住宅地区には、共通の家屋建築のアイデンティティが示されている。低密度、家庭的な規模、そして簡素な建築は、調和の取れた郊外の雰囲気とほとんどの患者が医療機関に隔離されることを感じることなく、かつて生活した集落に帰属しているという気分を醸成している。

スングイブローハンセン病療養所は、ハンセン病の重要な研究センターとして世界的に知られている。ここでの研究は、ハンセン病を治療するための新薬の発見に大きく貢献してきた。最も優れた貢献の1つはロンドンの英国医学研究所との共同研究において、1964年から1965年の間にR JW Rees博士とJohn HS Petit博士がマウスの足跡接種法を用いて3人の患者にダブソン耐性の明確な臨床的証拠を見出したことである。11年後、一次抵抗の最初の症例が確認され、足跡調査を実施すべくanimal houseが同療養所に設立された。これはアジア初の同種の施設である。この共同研究はマレーシア保健省と英国医学研究ユニットによって続けられた。1981年まで同療養所研究ユニットの研究者によって約100の研究論文がいくつかの科学及び医学雑誌に発表された。

評価基準 (ii)

多民族の生活環境は、スングイブローハンセン病療養所を世界中の他のハンセン病療養所からより一層区別した。同療養所は中国人、マレー人、インド人、ジャワ人、ユーラシア人など、さまざまな国籍を持つ人々による小さな共和国を意味する。これらはモスク、ヒンズー教寺院、仏教寺院、道教寺院、キリスト教教会、カトリック教会などの礼拝所による同療養所の多様な文化的景観に鮮やかに反映されている。また、異なった宗教的背景に由来する多様な墓石により構成される

墓石集合体は、同療養所における調和のとれた多民族間相互作用を証明する。加えて中国リハビリテーションクラブや中国一族協会、ユーラシアコミュニティのグリーンクラブやリリークラブ、インド共済組合、マレークラブ、インドイスラム教徒クラブなどの他の社会福祉クラブも存在した。



仏閣

評価基準 (iv)

スングイブローハンセン病療養所は、20世紀におけるハンセン病療養所の解放における最高の物証である。開放された空間、アクセス可能な公共施設及び患者の民主的参加は同療養所で規定されている社会原則と平行した解放の概念を体現する。これらのリベラルな原則は、その時期に同療養所を典型的かつ統制的に計画された療養所から解放した。同療養所が開放的かつ現代的であることを確実にするため、同療養所は中央公園、庭園、広場、そして公共施設や社会施設を備えたEbenezer Howardの人気のガーデンシティ図表からヒントを得た。同療養所の計画は、ガーデンシティの考えに従って概念的に成功しただけでなく実質的には自立的で自助的な人間の居住地として機能した。



旧食糧配給所

評価基準 (v)

スンゲイブローハンセン病療養所の複雑な土地利用計画は、人間の居留地、医療機関、そして農業地区の間にある種独特な機関の類型を作り出した。この多面的な建築合成は、複雑で長期にわたる自己完結的な療養所へのニーズを満たす自立的かつ人道的な解決へ向けた最善の触媒を提供する。同療養所は郵便局、警察署、学校、社交クラブなどの公共施設を備えた近代的な人間らしい居住地として計画された。中央公園、庭園、運動場などの開放空間は、同療養所の民主的な空間の特徴を物語っている。されども住宅地区は小さな家からなる村に似た方法で組織された。シンプルなファサード（外観）を持つこれらのランダムに組織された平屋建ての家は、ほとんどの患者が慣れていた懐かしい村落の雰囲気を作り出した。ハンセン病を治療し、患者をリハビリし、そしてハンセン病に関する研究を行う医療機関として同療養所の医療地区は治療センター、研究所、animal house、病棟などの近代的な医療施設を完備している。医療区域は、患者の治療へのアクセス及び療養所への医薬品の配達を容易にするために住宅地区と公共施設との間に戦略的に配置されている。自己完結型の療養所として住宅地の裏の丘陵斜面にあるグリーンベルトまたは巨大な農地が野菜、果物、及び家禽を大規模に栽培するために患者に割り当てられた。園芸産業は過去数十年にわたって最も重要な農業遺産の1つであり中核的な経済活動であると同時に、同療養所のアイデンティティでもあった。



入所者居住舎（2人用）



敷地内園芸産業

評価基準 (vi)

ハンセン病に関する出来事、隔離政策及び施設は将来的には二度と起こらないであろうある時期の医療史、人権及び生活慣行に対する重要な物証である。自己完結型のスンゲイブローハンセン病療養所はそのような生活慣行の優れた代表例である。入所者は言語、宗教、習慣の異なる男性、女性、子供により構成されている。彼らは法律によって隔離されていたが、ハンセン病という共通の荷を背負いつつも完全に調和して共に生活している。同療養所は医療監督者によって統治されており、すべての患者は療養所内において社会的責任を与えられていた。医療監督者は出生、結婚、死亡を記録しさらに軽微な犯罪者に罰を宣告さえした。患者は教師、看護師、警察官、農民、及び他の役割として療養所運営に参加した。同時に教育や訓練などの機会が提供され、すべての患者にそれぞれが有する最大限の可能性を探究させた。巨大な農地はハンセン病患者が作物を栽培し、商業的な野菜や家禽を育成し働くことを可能にしている。同療養所では農地は療養所を維持するのに役立ただけでなくその場所をマレーシアの重要な園芸の中心地の1つに発展させた。社会的活動と娯楽は、同療養所内の地域社会の絆を強める上で非常に重要な役割を果たした。長年にわたりドラマクラブ、バンド、中国オペラクラブ、そしてスポーツクラブのような多くの協会が設立されていた。様々な祭り、カーニバル、娯楽、そして舞台公演は、ハンセン病へのスティグマを減らすために客と一般

の人々の参加で祝われた。季刊誌が出来事を記録すべく入所者コミュニティによって発行され、入所者が自らの創造性を発揮するための手段として、また同療養所の外にメッセージを伝えるための手段として役割を果たした。スングイブローハンセン病療養所の開設は、将来二度と起こりえない現代のハンセン病の治療と管理に関連した生きた遺産の重要な証拠である。



Travers School



福建同郷会

真実性及び/又は完全性の言明

スングイブローハンセン病療養所は3つの区画で構成されている。最初のセクションは1930年に建てられた東部区画、すなわち主要区画である。1932年、東部区画は西に1キロメートルに位置する老朽化した集落を組み込むことによって拡張された。老朽化した集落は後に西部地区として知られた。1937年、東部地区と西部地区（旧老朽化地区）を結ぶ新しい中央地区が建設された。これら3つの区画はその後、同療養所に合併された。この合併により、3つの区画が互いに完全に補完され、自立型ハンセン病療養所としてのアイデアと機能がさらに強化された。

東部地区は啓発的な政策の考えが最初に実行された同療養所の主要部である。この集落は、セントラルパーク、セントラルガーデン、住宅地区、グリーンベルトを含むガーデンシティ計画を示している。2007年、医学校の発展に道を譲るために2つの集合住宅、セントラルガーデン、洗濯場、刑務所が取り壊された。それ以外の東部地区の建物は損なわれていない。2012年、同療養所の完全性と真実性を確保すべく国家遺産局（DNH）が東部地区の4棟の建物に保存作業を実施した。これらの施設には、警察署、郵便局、裁縫小屋、米の貯蔵庫が含まれる。

西部地区の建物は主に病棟の類型といくつかの管理区画である。この巨大な区画は障害を持つハンセン病患者にサービスを提供している。西部地区は、ほんの少しの建物が新しい目的を果たすために多少改装されているものの、全体として非常に手つかずで、良好に保存されている。

中央地区は1937年に建設され、社会から排斥されたハンセン病患者を収容した。収容用家屋の計画は、東部地区の人間性のある集落という考えを反映している。この地区は主に健康者患者を収容するためのものである。後にこの地区はソーシャルクラブ、福祉協会、そして宗教的建造物の大部分が位置する最も活気のある人間性のある集落となった。園芸産業は農産物や植物の栽培がハンセン病患者の経済活動の一部である中央地区の主要な活動であり続けている。

ハンセン病患者の減少に伴い、中央地区の家屋のいくつかは放棄され、自然に倒壊している。中央地区のこれらの単純で同一な構造は、場所の視覚的な完全性を復活させるために再構築されるべきである。概して、中央地区の建物のセッティングと真実性はまだ損なわれておらずそのオリジナルの特徴を明確に示している。

他の類似資産との比較

この比較研究は、マレーシアで最も著名で重要なハンセン病療養所であるスングイブローハンセン病療養所を評価するものである。この比較研究の焦点は、同療養所が有している信じられる稀有な価値に向けられている。

最初の稀有な価値（これは顕著な普遍的価値評価基準ivに準拠するものである）は、スングイブローハンセン病療養所が20世紀の重大な世界規模のハンセン病予防策に対応して現代的な人間性に満ちた居住集落計画の優れた物証を示していることである。

2つ目の稀有な価値（これは顕著な普遍的価値評価基準viに準拠するものである）は、自己完結型の同療養所は啓発的政策が、ハンセン病患者を人道的に対処する方法を改革することにより実現した独自の稀有な一連の生活習慣によりもたらされたことである。

3番目の基準（これは顕著な普遍的価値評価基準iiに準拠するものである）は、同療養所に固有の多民族生活及び建築環境に明確に示されており、また、顕著な普遍的価値評価基準viは自己完結型のハンセン病療養所における多面的で長期的なニーズを満たす上で必要となる複雑な土地利用系画と用途に関連している。

海外のハンセン病療養所との比較

19世紀末から20世紀半ばにおいて、現代のハンセン病予防策の重要な期間を通して設立されたハンセン病療養所で著名なものが数例存在する。既存の文献レビューと現在の遺産保護情勢に基づき、スングイブローハンセン病療養所に匹敵する3つのハンセン病療養所を挙げる。すなわち、フィリピンのクリオン病療養所、日本の長島愛生園、及びブラジルのアイモレス療養所である。これらのハンセン病療養所は、重要な歴史的位置付け、近代的

な計画と自給自足の生活伝統に基づいて選択した。

クリオン療養所は、誰の目にもそれと認識できるハンセン病療養所の一つであり、かつ世界最大のハンセン病療養所であった。同療養所は、1897年にハンセン病患者の強制的な隔離政策を提唱する世界的な論説がなされた直後に設立された。同療養所は、現代のハンセン病予防策の上で重要なモデルとして役立ち、20世紀のハンセン病研究における世界的に著名な中心地である。

スングイブローハンセン病療養所と同様に、クリオン療養所はハンセン病患者のための近代的な町であると考えられていた。その意図は現地住民が西洋の衛生慣行とアメリカの市民の美德を受け入れることができるよう、彼らを文明化することだった。植民地政府は基本的に島の住民を撤去させ、衛生設備を設置し、再利用建物を改造し、1906年に最初のハンセン病患者一団を受け入れる前に茅葺きと竹で作られた100の家と病棟を建設した。患者の家屋は主に病地帯の丘の斜面に建設された。1909年以降、クリオン療養所の病棟等の施設は防火のために徐々にコンクリート造で建築されるようになった。

Victor Heiserによって提案された近代的な町は、主に、水供給システムや健康地帯と病地帯を結ぶための適切な道路などの衛生対策の実施に焦点を当てていた。近代的な町計画の適用は新しい通り、広場、区画が整理された家屋やモデル衛生家屋が次第に整備された1910年代の後期集落にしか見ることができなかった。

スングイブローハンセン病療養所の成功は、あらゆる観点とニーズがその計画に組み込まれている計画集落にある。ハンセン病患者の隔離と管理に焦点を当てる代わりに、同療養所は自発的な療養所への入所を促し、療

養所内での生活への積極的な参加を奨励することを目的とした開放的で公正な環境を提供した。これは19世紀後半のガーデンシティ運動の中心原則の1つである。

長島愛生園は、スンゲイブローハンセン病療養所と同じ年に設立された。それは先見の明のある日本人ハンセン病学者光田健輔がもたらした結果であった。彼の目的は、日本中に張り巡らせた療養所ネットワークを通じて国内のハンセン病を撤廃することだった。日本のハンセン病患者もまた、強制的な断種と墮胎を受けた。ハンセン病患者の生活圏と医療従事者との生活圏の距離は、従前の公的療養所から著しく拡大された。このことは日本政府によって実行されたより厳格な隔離態度を伝える。

長島愛生園の患者家屋は、軍の兵舎と同じように統制的かつ秩序立って配置されていた。建物配置はかなり基本的なものであり、土地利用を最大化することに重点が置かれていたため、療養所設計に近代的な都市計画の原則を認められない。一方、スンゲイブローハンセン病療養所の住宅は、中央の市場と同心円状にランダムに集まっている農村住宅に似た小さなコテージで、患者同士の社会的交流が促進されている。

もう一つの軍事的な療養所計画は、ブラジルのモデル集落・アイモレスハンセン病療養所に見られる。それは、それ以前のガーデンシティー風ハンセン病療養所・Santo Angelo コロニーの形式に依拠している。1923年以来提唱されているハンセン病予防策としてのより人道的な解決策の代わりに、全体の複合体は別病棟で作られた大規模な拘禁施設に類似する。著名なブラジルのハンセン病学者Souza Araujoでさえも1931年、建造中の大きな別病棟形を放棄することを勧めた。しかしながら家屋は厳格に区画が整理されたレイアウトで配置された。ガーデンシティ計画に起因する

アイデアにもかかわらず、Santo Angelo コロニーのそれはスンゲイブローハンセン病療養所ほど忠実に、そして同様には実施されなかった。

自立可能性と土地利用計画の観点から、スンゲイブローハンセン病療養所は療養所内に巨大な農業地帯を統合することによってこれらの特徴を意図的に示した。この計画要素は、概して日本とブラジルのハンセン病療養所には存在しない。今日、商業的な農業活動は同療養所のアイデンティティであり、かつ同療養所患者の重要な生業となっている。同療養所は、ガーデンシティの明確な区画により原則として完璧であることのみならず、自立のかつ自助的な人間の居住地としても機能した。

多民族の生活環境は世界中の他のハンセン病療養所と比較して、スンゲイブローハンセン病療養所の非常に際立った特徴である。カラウパパとクリオン療養所にはいくつかの異なる民族グループが存在するが、それらの民族性と宗教的背景及び多民族文化的景観は明らかに同療養所ほど多様で複雑でない。（既述の顕著な普遍的価値の証明を参照のこと）

地域のハンセン病療養所との比較

スンゲイブローハンセン病療養所のユニークで重要な位置をさらに理解し強調するために、2つの地域のハンセン病療養所、Pulau Jerejak療養所とTampoi療養所との比較を行う。

Pulau Jerejakハンセン病療養所

Pulau Jerejakハンセン病療養所は、Jerejak島にある。この療養所は1867年に完成し、1871年にイギリスの海峡植民地であったシンガポール、マラッカ、ペナンの拠点療養所として運営を開始した。1867年から1935年まで、同療養所は1つのキャンプから、キャンプ

1（古いキャンプ）、キャンプ2（新しいキャンプ）、キャンプ3（ユーラシアキャンプ）、キャンプ4とキャンプ5（メインキャンプ）という5つの別々のキャンプへと拡大した。

ある時点でハンセン病療養所として機能することを除けば、Jerejak島はまた新しく到着した移民やHajjから戻ってくるイスラム教徒の巡礼者を検疫するための検疫所（1877年から1940年）としても機能した。第二次世界大戦後、島に政治犯を収容するための収容所（1948年から1951年）が設立され、ほぼ同じ時期に結核の療養所（1950年代から1969年）が建設された。1969年には、1993年に閉鎖されるまで重大な犯罪者を拘留するための高警備刑務所が設立された。

啓発された政策は、最初と同療養所（キャンプ4と後のキャンプ5）で試みられた。ここでは統制的に計画された病棟を、人間的な居住地に転換するというアイデアが実行された。植民地政府は、彼らの自称社会政策と現代の計画原則を実証する機会としてそのプロジェクトを見做した。数年後、啓発された政策はスンゲイブローハンセン病療養のその療養所計画の中で顕著に実行された。

同療養所の進展は、現代の医療史と建築史のパズルにおける重要はピースである。同療養所は単一病棟から病棟地帯へ、そして強制収容所から解放された近代的で計画的な人間的な居住地へのハンセン病患者療養施設の完全な類型論的進化を見続けてきた。

キャンプ1とキャンプ2は取り壊されたが、この遺跡にはまだ歴史的な残存物がいくつか現存する。啓発的な政策の下で計画されたキャンプ4はリゾート開発への道を譲るために解体されたが、同じアイデアは意図的にキャンプ5により包括的な人間的な居住地のモデルを計画するために採用された。

キャンプ5は同療養所の中心地であった。キャンプ5のいくつかの歴史的建造物や遺跡は荒廃した状態ではあるが、全体的なセッティングは無傷であり、その場所の意味を示すことができている。幸いなことに、キャンプ5の85%の建物は同一の建物で、元の力強い生活環境を回復するために完全な修復を行うことが可能である。キャンプ3、すなわちユーラシアキャンプでは、独立した部屋のある住居群、戸建てのトイレ、台所、テラス、その他の建物などの歴史的な遺物がユーラシアの患者がアジアの患者とどのように異なって扱われていたかを明確に示している。

島で最も無傷の建造物は、1930年に建てられた刑務所の複合施設である。これは2ブロックの刑務所の独房、小さな裁判所、監視舎、トイレ、そして監視所から構成されている。この刑務所複合施設は、スンゲイブローハンセン病療養では撤去された刑務所複合施設を補完する上で非常に重要な資産である。

最も古い建物はカトリック教会で、最古のキャンプ1に現存する。島のほとんどの墓地は未だ無傷である。さまざまな宗教的な墓石が並んで配置されている。この注目すべき配置は、同療養所の多民族居住者間の調和のとれた関係を示す。検疫所では、3つの検疫ブロック、旧居住区、そして本部管理棟などの建物も無傷で残っている。キャンプ2の既存建物の大部分は撤去されているが、手術室、葬式場、古い栈橋建物のようないくつかの歴史的建造物を見ることができる。その上、地下水の貯水庫、6つの貯水池、古い栈橋、護岸、そして道などの古いインフラも同療養所の完全性を補完している。

同療養所の歴史的残存物はスンゲイブローハンセン病療養のそれらほど完全ではないが、島に残っているこれらすべての歴史的建造物や構造物は、同療養所の意味を今でも示している。さらに、同療養所の歴史的残存物

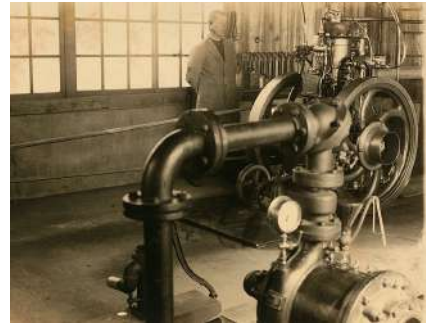
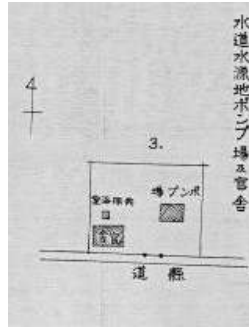
は古く、キャンプ5、キャンプ3、刑務所の複合施設などの歴史的建造物はスンゲイブローハンセン病療養の廃棄された建造物を補完する重要な要素である。

Tampoiハンセン病療養所

Tampoiハンセン病は、1928年にマレーシア最南端の州、ジョホール州に設立された。ハンセン病患者の家屋と農業目的のための土地の配置は、スンゲイブローハンセン病療養所とほぼ同じであることは注目に値する。敷地内に建設された最初の建物は10ブロックの住宅で、2つの「C字型」に配置されていた。各戸にはそれぞれ3人の患者を収容できる3つの部屋がある。このレイアウトパターンは、ブリティッシュマラヤで設立された他の旧ハンセン病コロニーには見られず、それは人道的な隔離手法の提唱者であるErnest Muirによって提案されたハンセン病療養所モデルに類似している。同療養所は1920年代半ばに推奨されていた人道的な隔離政策のレイアウトを示している可能性があるが、その規模はスンゲイブローハンセン病療養所よりもかなり小さい。したがって、同療養所はスンゲイブローハンセン病療養所の稀有なモデルと完全に比較することはできない。

調査の現場から-国立療養所長島愛生園 配水池 1931（昭和6）年1月水道施設工事竣工-

「国立療養所は定員五百名の施設として設置されることとなったが、将来の拡張は自明のことであった。だが、肝心の水源確保に暗雲が立ちこめることとなった。一九二八年三月の調査の結果、島の地下は岩盤に覆われており地下水は水源となりえないこと、島内の谷に堰を設けることも建設費・経常費の面から適当でないことが判明したのである。（中略）一九二九年七月に邑久郡豊原村中井で試掘が行われ、分析結果も良好であったことから、翌三〇年一月になってようやく同地を水源とすることが決定された」（松岡弘之『ハンセン病療養所と自治の歴史』pp.156-159、みすず書房、2020年、原文縦書き）

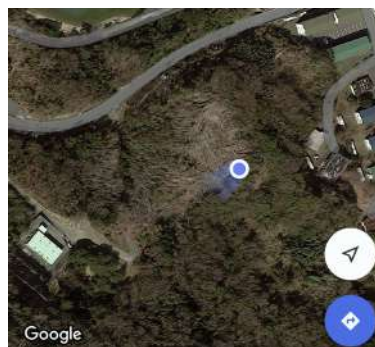
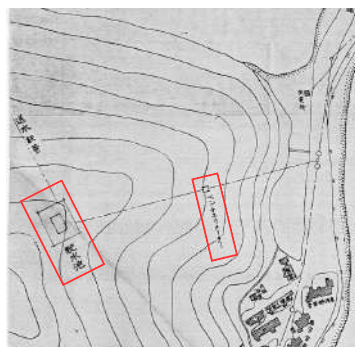


豊原水源地とポンプ

豊原水源地は、現在の瀬戸内市邑久町豊原地内、JA岡山瀬戸内農機センター西側に存在したことを土地登記簿等により確認した。



長島愛生園内の旧配水池
(現在はクロマツが群生する。現在の配水池は一段低い位置で稼働する。)



配水池に至る旧道と水道施設（ベンチュリーメーター）遺構か。

※本ページの古写真はすべて長島愛生園歴史館蔵。本資料用に一部加工した。

※古図は神谷書庫蔵「長島愛生園昭和六年報」の「建物配置図」。本資料用に加工した。